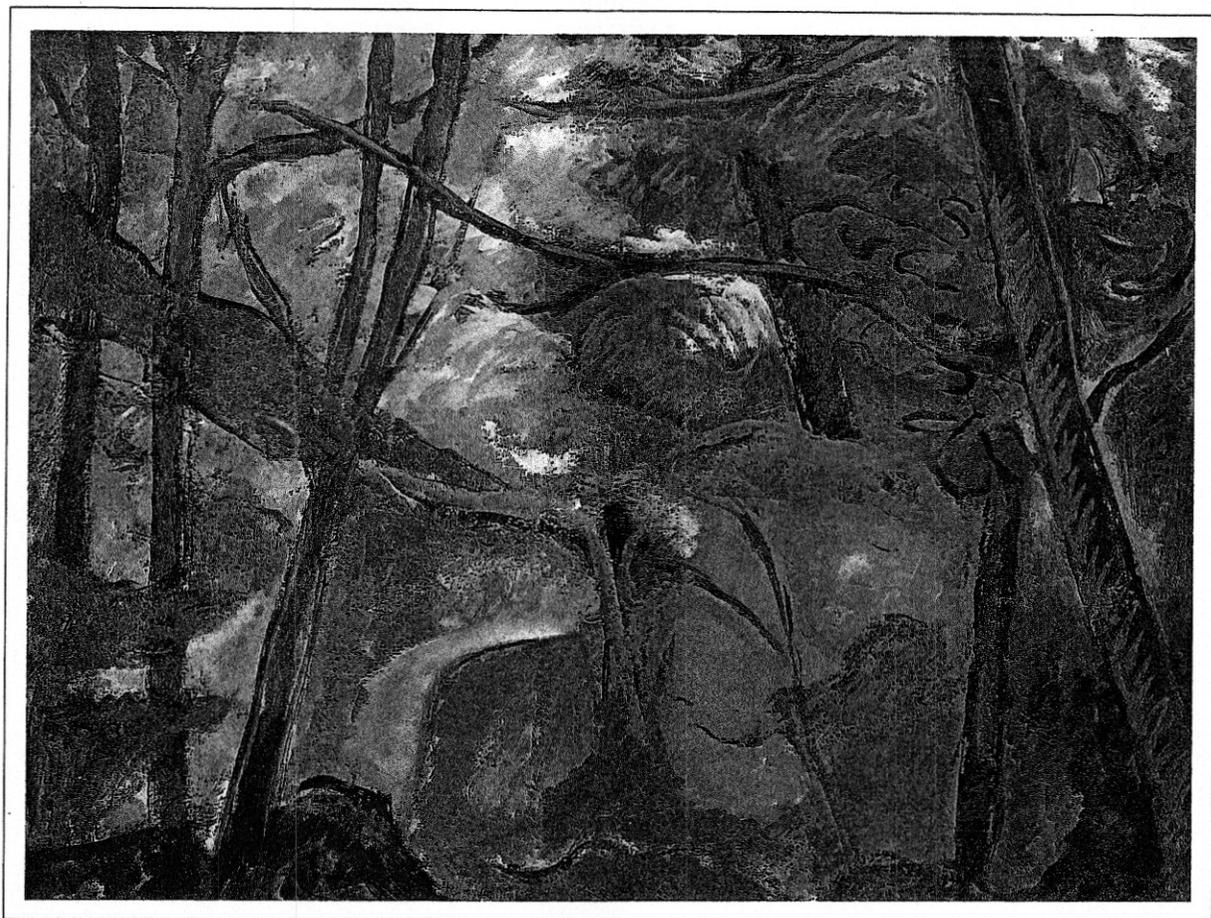


# 国民と森林

2000年・春季  
第 72 号



国民森林会議



# 雨降り対策と木工品づくり

真砂典明

(紀州木の国龍神)

「今年のは傑作だ」と、昭和五十四年から毎年作り続けてきた、千支の木工品。

都度「自画自賛」し続けて二十年、よくぞ続けてこれたもの……と。

たかが二十年、されど二十年。

年々の生みの「苦しみ」も、今思えばすべて「楽」あり。

私が木工品づくりを始めたのは昭和四十五年、この頃は大変好況でまだまだ林業が盛んな時期であった。

しかし、当時すでに林業後継者問題は、わが国林政の中でも大きな課題の一つで、とりわけ山で働く林業技術者は、山村から都市へ流出して、減少と高齢化が進んだのである。

そこで、私は従業員にまず、日曜・祝祭日の休日制を導入、月曜から土曜までの就労の安定を図るため、「雨降り対策」を考え、木工品づくりを始めることにした。

丁度この年は、大阪でEXPO'70万国博が開かれ、海外旅行で北欧・ヨーロッパへの林業視察、岐阜県・日出雲の石原林材山林へ視察研修等に参加して、夫々からとても大きな

そして有効なヒントを沢山得ることが出来たのである。

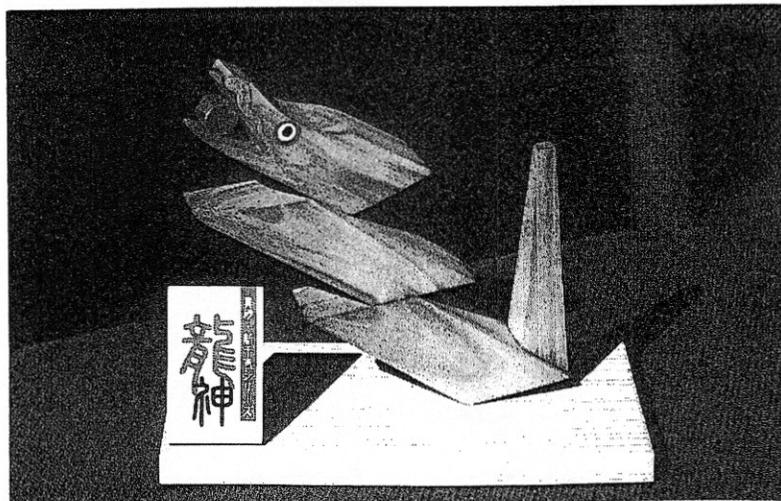
幸い、昭和四十八年度第二次林構事業で、磨丸太生産・加工目的の作業場一三、五が建設され、以来今も有効に利用し続けている。

この様なお膳立てが出来てスタートした木工品づくりではあるが、加工技術の未熟なことで、機械器具の未整備、更に雨の日の木工品づくりは、山の作業とのリズムがスムーズに流れること、出来る製品がある程度安定して生産されること……など難しい課題も多くあった。

更に、過剰な設備投資や高度な加工技術の修得は、專業化への道を歩む恐れもあり、それらをも心得ながら、雨降り対策に相応しい装備を順次増やしてゆくことにした。

取り組んだ初め頃は、従業員の器用さも手伝って、太い根曲り材を有効に使った屋外ガーデンセットの製作や、杉・樺を厚板にして花台を作ったり、杉や松の梢頭部を利用したハンガースタンド等々。

一つ一つに手はかかるが、規格のない、オ



目次

季刊 国民と森林

No.72 2000年春季号



|  |              |    |
|--|--------------|----|
| ■ 巻頭言  |              |    |
| ■ 紀州木の国龍神                                    | 真砂 典明        | 2  |
| ■ 山村は訴える                                     | 黒澤 丈夫        | 4  |
| ■ 国産材住宅とリサイクル                                | 岩越 松男        | 7  |
| ■ 『北方の農民 復刻版(小繋事件=入会権をめぐる山村農民の闘いの記録)』の刊行によせて | 木原 啓吉        | 10 |
| ■ 「森林を守る都市社会の創造をめざして」                        | 山田 純         | 12 |
| ■ 「新過疎法の概要と中山間地対策」                           | 西泉 彰雄        | 17 |
| ■ 国民森林会議第18回総会議案                             |              | 26 |
| ■ 八ヶ岳自然と森の学校                                 |              |    |
|  | 2000年度の開講ご案内 | 34 |
| ■ 金原明善翁に関した一枚の古写真                            | 四手井綱英        | 38 |
| ■ 切り抜き森林・林政ジャーナル                             |              | 40 |
| ■ アトランダム雑誌切抜き                                |              | 43 |

雑 木 林 (2) F20

小林金三(札幌在住)

表紙の言葉

筆のすすみようが抽象に傾いていて、半具象の絵に移行しつつあったころの作品。深い森のしっとりとした暗みの底に、思いがけない明るさがある。哲学めいた思考に吸い込まれそうな心のうつろいに、ホッとひと息つける安息をもたらす。森は沈然であり、多弁である。



目次題字 隅谷三喜男

リジナルな木製品が次々と出来上がっていった。こうして、身近かにある豊富な材料を使って出来た量感溢れる木製品。出来上がった製品の販路もだんだんと広がりを見せていった。この様なものづくりが進んでゆくと多くの皆さんから沢山のヒントを頂くものである。昭和五十三年第二次オイルショックのあと省エネルギーと称して様々なものが流行した。ループタイもそのうちのひとつ。その後、加工技術も向上して、桧の節を加えたネクタイピンやカフス・ペンダント・

イヤリングなどのアクセサリを作り始めた。これはまさに宝石や貴金属に勝るとも劣らない「宝木」で、原木代一坪当り二〜三億円にも見込める高級な製品群たちである。昭和五十四年の秋、ふとしたヒントで五十五年の申歳の「夫婦猿」を間伐材で作った。以来、毎年夏から秋にかけて翌年の干支のデザイン・試作をくり返えしながら十月から年末までは干支づくりに大わらわ。そんな年が十数年も続いている。平成六年帰郷した長男のデザインは、以来年代の相違が現われていると好評で有難いこ

とと思っている。こうして出来上がった干支の製品、見ることもなく毎年注文下さるお客様に、唯々「有り難うございます」とお礼を申し上げたい。雨降り対策に取り組んで数年後、年間の就労日数も二八〇〜三〇〇日に安定して、その目的はほぼ達することが出来た。私の取り組んだ雨降り対策は、労務対策、後継者対策としての一事例で、三十年たった今もその重要性は変わっていない。ここに改めて関係者に訴え広く普及することを切に願うものである。

# 山村は訴える

黒澤 丈夫

(群馬県上野村長)

はじめに

山村や国民森林会議等の関係者は、永く森林が人類の為に果している役割が重大だと説いて来たが、未だ具体的に森林を護る為に実効果の挙がる施策を実現させ得て居ないように思う。

幸に、近年、思慮不足の物質文明の追求が起した地球の温暖化、環境破壊、異常渇水、風水害等に遭遇して、反省の心が芽生え、森林がこれ等から人類を護る大きな使命を果していることに気付く識者が多くなりつつある。

然し、その理解も認識も社会全体を動かす所までは広がっていない。

論より証據、毎年政府等で活力ある森林を造成維持する施策を幾多実行しているが、笛吹けど人踊らずで、年々歳々森林が荒廃して行き、その護り手である造林の技術者後継者が居なくなっている。

何故森林が荒廃するか、何故森林の護り手が

居なくなるか。

それを素直に反省探求し、今、真に実効果の挙がる施策を実行しなければ、手遅れとなることを惧れる。

私は山村を預かり、森林と極めて係りの深い生活を営んでいる村民の心を知る者の一人として、素直に所信を述べさせて貰い度い。

## 一、林政は反省すべきである

(1) 林業と言う産業は消滅したと認めよ

私は、何年も前からこの事を訴えて来たが、最近まで素直に認めて貰えなかった。

だが造林して素材を生産する事業を産業として林政に取り組むか、産業と認めず公益を生産する対象と考えるかで林政は根本から変って来る。従来の林政が実効果を挙げ得なかった原因が此所に在ることを正しく認識する必要がある。産業を育てるのか、公益を求めるのか焦点を曖昧にして二兎を追うが如き政策が成果を挙げ得

る筈がない。

この認識が未だ曖昧の人が林政関係者の中に相当居ると思うので、私が産業で無いと判定する理由を敢えて記させて貰う。

その第一は、産業で在る為には、素材を生産して償却した際、造林に投入した資金金額を回収し得て再生産を続け得るか否かであるが、今の木材価格では一般にはそれが出来ない。

その最大原因は、世界トップレベルの所得を得る日本社会の労働賃金では、苗木を植えて多年に亘り育成に労働を注ぐ、日本流の素材生産では、世界と競うことが出来なくなったことに在るのだ。

労働賃金と言うファクターを忘れて産業を論じることは出来ない。

それなのに、採算を忘れて産業扱いして来たのが今迄の林政だが、民間は、そんな愚かな政策に付いて行って亡びるのは御免だ。

これが林政が毎年各種の補助政策で笛を吹いても現場の人達が踊らず、森林が荒廃して行く

真因だ。

そこで私は、林政は公益の創出を主なる目標として立案実行せよと主張するのである。

註

私の前記の主張に、長伐期生産をすれば産業として成り立つと説く人があろうかと察するが、格別濃密な育成を行って高価な材の生産を行ったり、長伐期材を生産する人は、過去の蓄積や裕りの在る人にして始めて出来ることで一般の人を対象にしては論じられないと思う。

(四) 国有林関係者と林政を分離せよ

終戦後の林政は国有林経営の中で育つて来た官僚が中心となって立案し実行して来たと言つても過言では無からう。

国有林経営は気楽な経営だ。

赤字経営になつても誰も責任を感じなくて良し、日々の所得にも影響しない。最後は国に税金で穴埋めさせれば、それで万事完了になるのだ。

そんな気楽な経営の中で育てた感覚やノーハウで林政を扱かれては、日々の生活をかけて森林を造成維持している民間林業者と言われた人達はたまらない。

林野庁で林政に携わっている人達に、民間の山林所存者が拡大造林奨励の大合唱に唆かされて杉等の植林扶育に努めたが、儂ない夢に終つて、後継者も無く淋しい老後を悲んでいる憂が理解出来るであろうか。

国有林経営は特殊な経営であつて、その影響

を民有林に及ぼされることは、民有林の林政を誤導する。

依つて私は、林政は国有林経営と分離せよと主張するのである。

## 二、山村は主張する

(一) 森林は公益の為に護るべきもの

人類は永く森林を木材等を得る為の対象と考へて来たが、人類の限り無く物質文明を追求する慾望が、遂に地球の表面附近の自然環境を破壊したり、生存に有害な物質を飛散させて、生存を怯やかす現状を招来した為に、森林が果してくれる公益に救を求めなければならない所まで来て了つた事を深く認識しなければならぬ。

この為に森林は今や、資源を求める対象としてでは無く、公益を創出する場として大切に活力ある姿で維持存続されなければならないのだ。現代に生き、物質文明の恩恵を望む者は、等しくこの認識に徹して、森林を護る事業は公の仕事と心得、林政を其所に転換させなければならぬ。

幸に農政に於ては、其の発想が芽生え始めて、中山間地域で農地を護る者を、公費で応援する道を開こうとしている。

公益の創出と言う面を捕えれば、農地に比し森林の方が遙に地域が広大で公益の内容が多い。

私は、この様な考え方に基づいて、林政は産業を育成する立場から、公益を創出する立場に視点を變えて、人類の為に、国民の為に森林を

常に活力ある姿で維持存続する公の行為と心得大きく転換せよと主張する者である。

(四) 森林を直接護る者は山村住民である

一口に森林と言っても、その存在地等によつて様相は千差万別だ。だから其所に定住して森林と繁く接している者でなければ理解出来ない面が多い。

市や町の賑やかな所に在つた営林署の職員によつて国有林を管理した様な発想では森林は護り得ないのである。

例えば山火事が発生しても、細かい地名を知らない、山への登り道を知らない、防火線を何所に作るべきかの判断が出来ない、鋸鎌等々の使用に慣れて居ない人では役に立たないのである。

だから森林所在地に定住する住民の存在が是非共必要であるのだが、山村では昭和三十年代以降、若者が農林業を嫌つて流出した結果、体力の衰えた高齢者が少数定住しているだけになつて了つた。

この事を憂えて、私達山村を預かる町村長は、若者の定住、後継者の育成に努めて来たが、経済力を蓄えることが人生を幸福に送ることに直結すると言ふ価値感の漲る中では難しくて成功例は稀だ。

ここに林政が、真に効果の挙がる政策を展開すべき目標があると考へる。

農政は、新しく農政の基本に農村対策を加えた。林政も速かに実効果の挙がる山村対策を展

開するよう訴える。

(イ) 国政は国土保全政策を充実せよ

私は、我が国の政治には国土を護ると言う発想が乏しい様に思う。

国土を護ると言うのと、国防を連想し勝だが、私は、国家は国民と国土で成立しているのだから、国土を大切に思い、それが国民の為に役立つよう、国、都道府県、市町村がそれぞれの立場で管理保全の責任を明らかにして、対処する発想を持つべきである。

政治の中の議論を聴くと、人に対するものが、殆んどで、政策は人口の多い都市本位の方向に傾いて行くが、その都市を支えて、広い国土を預って公益を創出している人口の少ない中山間地域等の対策は後廻しにされ勝だ。

だが今やそれが許されない程、環境破壊や汚染が進んで、森林への依存が高まっていると、私は訴えたい。

私が二十五年程前、水消費税を徴収して森林を護れと叫んだ際、水と空気は無償なものだと提言を排除した人達が、健康の為に天然水を買いたい求め、自動車の排気ガスで汚染された空気に苦しむ人が転居を考える程生活環境が悪化して森林の浄化機能が求められているのだ。

今こそ国政が積極的に応えるべきであろう。森林を護ることだけを考えれば施策は、林政の範囲かも知れないが、山村には農地や河川等々も在って総合的な国政を求めたい。

そこで私は、先年上杉自治大臣によって始め

られた国土保全政策の充実を望むのであるが、普通交付税を以って財政充実を図ろうとすると、都市部の反撥を招くので交付税で無く新しい税制度を設けて、市町村に対して各市町村の面積(多少の工夫を要するであろうが)に応じて国土管理税(仮称)を国が地方に拂う方式を提言する。

地方は、この税を財源として農林地等保全の責任を果すべきであろう。

以上私は、平素考えている山村の国政への訴えを素直に述べて来たが、読者各位の理解と応援が得られて、国政に於ける国土保全政策が大きく前進することを希うものである。



## 入会のご案内

国民森林会議は一九八二年二月「森林の未来を憂える」有志が集まって結成した団体です。

森林の未来をグローバルな視点でとらえ、国民的なコンセンサスづくりに一石を投じようと「提言」「シンポジウム」「国民と森林」(季刊)の発行など地道に取り組んでおります。

### ☆入会方法

通常会員…通常会員一名以上の紹介を得て事務局にお申し込み下さい。

購読会員…事務局にお申し込み下さい。

☆会費 年度(一月―二月)

通常会員…年額五、〇〇〇円

購読会員…三、〇〇〇円

(年度途中に入会の方も一月に溯り頂きます。)

### ☆退会

会員の申し出のほか、会費三年分以上滞納の方は自然退会とさせて頂きます。

※ 機関紙「国民と森林」(季刊)(一、三、七、一〇月発行)二年以上経過したバックナンバー、その他の出版物をご希望の方は事務局へ申し出て下さい。特価でお分けします。

# 国産材住宅とりサイクル

岩越松男

国産材で住宅を建てるのがリサイクルという観点からも、一番理想的である。

本来住宅は、その地域で産出される自然素材を主たる建材として使用して来た。そして、古材を使うのも当たり前で、古材商なるものもきちんとならなっていた。国産材でリサイクルなどという事は、年配の方からすれば、当たり前のことだったと言う。

何時の時代でも、有り余るほどの、国産材が供給されていた訳ではないようだ。昔も今も、生活が安定すると、家を建てたくなる心理は変わらない。都市や町が栄えてくれば自ずと建築物は増える訳で、周辺の木は伐採され、需要に對して供給が追いつかなくなる。すると、それを満たす為には、より遠くから材が持ち込まれるようになる。それも、今も昔も変わらない。都市部の需要に答えようとすれば、ついつい木を切りすぎて、時に伐採禁止令を出さざるを得ないという事が起きている。

このように、国産材で、住宅をといつても現実には需要と供給のバランスが難しい。もしも、今の住宅供給量を満たすとしたらどれくらい国産材で賄う事が出来るかという試算を、私の住む神奈川県西側で見た場合、約五年前、年間の住宅着戸数は二万棟と言われていた。それを、流域の木で皆伐せず、循環させて供給しようとする、約二千棟分しかないということであった。という事はその足りない分を、輸入材で賄っているという事になる。しかし、輸送手段の大きな進歩と世界経済の流れが、国産材の補足的なものではなく、市場の原理によって、売れるか売れないかで、どんなに、国産材が余っているかが、市場に安くて大量に出回る商売が有れば、誰でもそれを求めることになる。かくして、国産材は、経済の国際化の中では価格のにとても太刀打ち出来ない。それでも、美林として名高い産地は良い。むしろ付加価値をつけて、高値をつけて売って行けばよいだろう（限度はあるだろうが）が、問題は、そういう所でない。戦

後植林政策で雑木から植林に換えていった場所が管理されないまま放置されている所が増えていることである。

これら、国産材を捌くには、どうしたらよいのだろうか。どうも、今の経済の仕組みの中では日本の林業は、一部の産地以外は存続の危機に瀕している。現実、私の住む、箱根、丹沢流域の製材所はほとんどん止めている。もう何軒と数えられるぐらいになってしまった。また、材木商でさえ、最近のハウスメーカーの攻勢で、（ハウスメーカーは材料一式持ち込みだから）売り上げは延びずやはり廃業するものが、後を絶たない。これでは益々、国産材の利用はおぼつかない。もちろんハウスメーカーも国産材をPRしているところはあるが、構造材の土台、柱ぐらいで在る。むかしのように、一本の木を上から下まですべて無駄にすることなく使うことがない。

## グローバリゼーションの仕掛け

アメリカの強引な市場開放の要求を昨年未呑んだ日本政府は、日本の農林水産物を見捨てたといっても過言ではないだろう。広大で平面構成の多いアメリカと日本では生産性に格段の差が有る事は誰の目からも明らかだ。

それと合間って、環境意識の高まりから様々な認証制度が世界的規模で行われようとしている。その一つに森林認証なるものがある。(FSC・森林管理協議会)その理念は、環境保全の観点から適切に管理された森林から採れる木材や、特用林産物などの非木材林産物を、認証ラベルによって差別化し、環境負荷の少ない製品として、付加価値をつけて市場に供給して行くこうという事である。

まことに、申し分ない制度なのだが、詳しい事情を知る物からすると、例えばその中身の条項のなかに、「三%の傾斜地で管理された森林…云々」とあるという。

はたして、日本のどこに三%の傾斜地で管理された森林がどれだけあるというのか、理念はよいのだが、それぞれの事情にまったくあつてないと言ふべきだ。このような認証制度がどこまで認められていくのかこれからだが、一つ注視していかねばならないのが世界的に力を持ったバイヤーズグループがこの制度を積極的に支援し活用して、FSCのトレードマークを付けた製成品を市場にどんどん送り込んでいる事である。前述したように、市場開放のもとでこ

のようなマークが木質建材として日本の市場を賑あわす事は間違いないだろう。

このような動きに対して、国産材をどのよう  
にマーケティングの中で展開させてゆくのか、  
それには、環境共生の考えに基いた国産材の利  
用を提唱するべきだろう。

## 環境共生住宅と国産材住宅とリサイクルシステム

少し、話はそれるが、シックハウス症候群に  
ついては随分認知されるようになったと思うが、  
実際は、私たちの誰もがその患者になりうる可  
能性があり潜在的患者は相当数いるであろう。  
明らかに私たちは今、間違つた建材を使用して  
いる、一昔前DDTを平気で使っていたように。

安全な建材の供給はいますぐから始めるべき  
だ。国産材も防カビ処理を施さず、白蟻駆除剤  
を塗布させないよう、適材適所を指導し日本の  
風土になつた工法を再度見直して提供する必  
要がある。白蟻駆除剤や防カビ剤処理しないと  
いう事は、材を供給する側からは、かなり厄介  
な問題ではあるのだが、前述した通り国産材だ  
けでの自給は無理な訳であるから、古材の再利  
用を絶対考えなければならぬ。その時困るの  
が、薬品処理されてしまつていない材料だ。以前  
古材を炭にして話題を読んだ人がいた。行政も  
これは究極のリサイクルと誉めちぎつたが、結  
局、薬品処理された材のため、当然燃焼する時  
に、ダイオキシシンが発生すると言う事でその事  
業は潰れてしまった。笑うに笑えぬ話である。

国産材をリサイクルしながら使つて行く事は  
絶対に必要なことだ、実はユーザーにとつても  
決して損がない。今現在でも、古民家を再生す  
るネットワークがあるが、そこでは、解体費を  
無償で行い、その材は有償で提供している。そ  
の材を買う人は古材の価値を分かる人が求めて  
いくので、誰もが損をしない、きちんとしたビ  
ジネスがなりたつようになっている。どう考え  
ても、これからダイオキシシン規制が厳しくなり  
処分費がどんどん上がっていく時代を迎えるの  
だから、国産材でリサイクル可能な安全建材を  
仕様にした住宅が一、二割高かつたとしても、  
長い目で見れば完全に割安になることは間違  
いない、またそれを裏付ける為にも、国産材住宅  
のリサイクルシステムの確立を急がなければな  
らないが、幸いにも古民家を再生するネットワ  
ークが有るのだから将来、古材として再利用する  
価値があるラベルの様な物を与えてもらえれば、  
ユーザーにとつても一、二割のコストアップは  
納得のいける数字となるだろう。

仮に、延べ床四〇坪で坪単価六〇万とすると、  
二四〇〇万、七〇万では二八〇〇万が、処分時  
に六〇万の家は新建材住宅で処分費が坪一〇万  
下らないとすれば、四〇〇万は確実だ。一方は  
処分費〇円おまけに、ゴミ問題にも貢献できる。  
このように、本気で環境共生住宅を望めば誰  
もコスト負担も環境負担も負わないですむ。

国産材住宅という呼び方が良いかどうか別に  
して山河保全の為にも、グローバル経済の流れ  
に飲み込まれないように、国産材住宅の振興を

すめたい。そのためには、小規模の工務店（ハウスメーカーに組まない工務店はほとんど仕事が減っている）を集めて環境教育を徹底し（全体に職人にはこの意識が低い様に思う）日本の伝統技術を学び取りながら新しい技術開発をする必要がある。実際、体を壊した元大工さんが幾つもの特許を取って素晴らしい構造金物を作った人がいる。それなどは、伝統技術を知り尽くした人だから思い付いたといえよう。まだまだ在来工法には工夫の余地がある。

その他大工に限らず他の職方のアイデアも必要だ。私自身は左官のことで随分勉強させてもらったので、大工の建てた構造を被服するものと考えている。意匠としても、構造としても大事な仕事である。また、土壁にすれば呼吸する家になる。

国産材住宅と言って木のことばかりでなく、様々な分野から、この問題に取り組んで欲しいと思う。

最後には我々は、エコヴィレッジプロジェクトとして、五世帯から一〇世帯の単位で、国産材を使用しエコ設備（脱塩ビ）を出来る範囲で取り入れゴミの出ない家づくり、村づくりを進めています。しかし、先ほどのリサイクルシステムなどまだまだ課題も多く残っています。色々な方の御知恵を拝借したいものです。

エコヴィレッジ足柄 神奈川県南足柄市和田河原に一〇世帯のコーパー形式の定期借地権住宅を建設予定（環境保全型造成工事一月頃着

工）箱根、丹沢の木を使用。なるだけ地形を壊さず家庭菜園はもちろんグループでの田圃作りが出来る場も確保。

— プロフィール —

昭和三〇年生まれ  
安全建材の企画、開発、施工  
(有) 水土社 代表 東京都世田谷区野沢

▼ 国民森林会議の主な動き ▲

- ◇ 一月 一日 「国民と森林」第七一号発刊
- ◇ 二月 四日 事務局会議
- ◇ 二月 二二日 二〇〇〇年評議委員会
- ◇ 二月 二二日 公開講座（テーマ・基本林政の検討にあたって）  
（講師・後藤健林野庁企画課総括課長補佐）

地球温暖化防止における  
森林・林業分野の役割

地球温暖化防止京都会議（COP3、平成九年二月）で採択された京都議定書において、森林は、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の一つとして位置付けられました。それをふまえた国内における森林・林業分野における地球温暖化対策の基本方向を紹介する。

内閣総理大臣を本部長とする地球温暖化対策推進本部が決定した「地球温暖化対策推進大綱」（平成一〇年六月地球温暖化対策推進本部決定）等に基づき、林野庁では、以下の事項に積極的に取り組むこととしている。

- (1) 森林整備の推進  
森林の二酸化炭素吸収・固定機能を高度に発揮するため、再植林や新規植林の推進、保育・間伐の的確な実施等を行う。
- (2) 国民参加の森林づくりの推進  
森林を造成・整備することによって二酸化炭素の吸収・固定機能が高度に発揮され、地球温暖化対策に寄与することを広く普及・啓発するため、国民的緑化運動の展開、情報提供等を推進する。
- (3) 木材利用の推進  
炭素を貯蔵し、再生産可能な資源である木材及び木質資材について、その有効かつ長期にわたる利用促進のための取り組み、利用・加工技術の向上等を図る。また、他の資材に比べ、製造時の消費エネルギーが少ない資材であること等について積極的に普及・啓発する。
- (4) 国際森林・林業協力の推進  
地球温暖化につながる開発途上の森林の減少・劣化を防ぐため、植林等に関する国際協力を積極的に実施し、我が国の有する森林の造成・保全技術の移転等を推進する。
- (5) 研究開発  
国産材の利用を促進するため、木材耐久性向上のための加工技術の開発、利用木材のリサイクル化のための加工技術の開発、及び化石燃料に代替する熱源等として活用するための利用技術の向上・開発等を行う。また、成長の優れた品種育成等を行う。

# 『北方の農民 復刻版（小繫事件）入会権をめぐる山村農民の闘いの記録』の刊行によせて

木原 啓 吉

(江戸川大学教授)

『北方の農民（第一号、第一三三号）復刻版』という本が一九九九年一月に刊行された。この本の「解題」によると「北方の農民」入会権をめぐる小繫部落の実情」と題した小さなパンフレットの第一号がつくられたのは四〇年前の一九六〇年（昭和三五年）一月のことである。体裁はB六版より小ぶりで、表紙も本文もガリ版。本文は三〇ページで、表紙には山村の絵のカットがあしらってある。

このパンフレットが刊行されたのは、その五年前の一九五五年（昭和三〇年）に岩手県三戸郡一戸町の小繫部落の九人が、部落の山林の入会権の存在をめぐる森林盗伐などの罪名で逮捕、起訴された刑事訴訟事件が、一番の盛岡地方裁判所で無罪になったあと仙台高等裁判所で係属中のころのことである。雑誌「世界」昭和三四年二月号に掲載された岩手県出身の作家、石上玄一郎氏の報告「現代の『魔の山』」などで小繫部落の状況を知った人々が、その山村の

人々の窮状を一刻も早く、できるだけ多くの人々に伝えたいとの思いで作ったもの。初刷は二〇〇部、二刷は二〇〇部、さらに三刷一〇〇部合計五〇〇部が配布された。

第一号のパンフレットに収録された「三代にわたる闘い」には入会権をめぐる小繫事件の歴史、法律運用の問題点、山林地主の動き、昭和二八年の調停で入会権を放棄したとするいわゆる賛成派と親子三代にわたって入会権の存在を主張し続ける反対派への部落の分裂、将来、予想される問題点など、小繫事件の概要が紹介されている。また被告の一人になった早稲田大学法学部大学院生だった藤本正利氏についてふれた哲学者古在由重氏の文章と小繫部落の婦人がスイスのローザンヌで開かれた世界母親大会に日本代表団のひとりとして参加したいきさつをまとめた評論家丸岡秀子氏の文章が収録されている。

その第一号の「あとがき」には「今年の春か

らはじまった仙台高裁の裁判の第三回公判が、この一月に再び開かれることになっております。一度の裁判費用は最低二万円はかかるそうですが、生活に追われている部落の人々にとって、このお金を工面することは、なみたいていのことではないようです」として、部落を訪ねたことのある人や、何らかの形で小繫事件に関心と共感をもつ人々のささやかな集まりである「こつなぎの会」で、このパンフレットを発売することになったと記されている。

その後、この「北方の農民」は第二号、第三号と機会あるごとに随時、刊行されていたが、一九七六年に第一三三号を出した以後は中断されていた。今回の復刻版は、これら一三冊のパンフレットを全文そのままの形で収録したものである。

復刻版の刊行にいたるいきさつについては、本書の「巻頭言」で早稲田大学法学部名誉教授の黒木三郎氏が、そして「あとがき」で小繫事

件の裁判を担当した弁護士の一ひとりである竹沢哲夫氏が、それぞれ詳細に記述している。また一三冊の各目号についての「解題」は元岩波書店勤務の宗像寛氏によってまとめられており、これらによって「こつなぎの会」の活動の一端も理解できるように編集されている。

一三冊の復刻版のなかには竹沢弁護士「小繫裁判の経過と現状―刑事裁判ならびに民事関係」、東京都立大学教授の職をなげうって弁護士として小繫事件の弁護活動に専念された法社会学研究の権威、戒能通孝氏の「小繫事件」「住宅建築カンパのお願い」「小繫部落と学生諸君」「一粒の種子にして落ちざれば」、弁護士岡林辰雄氏の「こつなぎ雄感―岩手の入会訴訟と布施辰治弁護士」「公正な判決を望む―仙台高裁における最終弁論」「小繫裁判の最高裁判決を聞いて」などの論稿をはじめ、地域の生活や裁判についての部落の人々の証言、古老に対する聞き書き、早大、慶大、岩手大、東外大など多くの学生たちによる現地合宿調査の報告、小繫部落を訪れた人々の体験記、戒能通孝先生追悼特集など、掲載された資料は多方面にわたっている。

またこの復刻版には東京大学名誉教授、民法・憲法専攻の渡辺洋三氏の「小繫事件と戒能通孝先生」、元「科学と思想」編集長の藤本正利氏の「入会権思想と現代―北方の農民から学ぶ」、「やもりらいの会」会員の篠崎五六氏の「みそづくり、みそ配りの二〇年―こつなぎと私」、筆者の抽文「住民のつぶやきに耳をすまますこと―

小繫事件の取材に学ぶ」などが収録されている。また早稲田大学法学部法社会学研究会OBの三島秀樹氏によってまとめられた「小繫事件・入会権関連文献資料目録」と小繫部落をとり続けたカメラマン川島浩氏撮影の写真が掲載されている。

ここで竹沢弁護士がまとめた「あとがき」の一部を引用しよう。

「戒能通孝先生のご夫人戒能勝子さんがなくなられた際（一九九五年二月二三日）、ご遺族より戒能先生が晩年情熱を傾けられた小繫事件のために役立ててほしいとのありがたいご寄付を頂戴し、私の事務所まで預かり保管してきた。当時は、こつなぎの会は休眠状態にあつて久しく、右御芳志にそう意義ある使途について話し合う機会もなかなか持たないで推移したのであるが、ここ一兩年、有志が何度か集まり、裁判事件としての小繫事件のみならず小繫の闘いをめぐる諸々のことども、何を、どう、きたるべき二一世紀、次の世代に引き継ぎ、遺していくかについて話し合いを重ねた結果として、「北方の農民」の合冊復刻を中心とする本書を刊行委員会によって出版することとしたのである。一千町歩を越す小繫の山林の地番名義が立花喜藤太、金子太右衛門、鹿志村龜吉へと順次転移するのが、一九世紀から二〇世紀初頭にかけてのことである。一九一五年（大正四年）の小繫大火を契機とする小繫の、生きるための入会慣行をまもる闘いはさまざま苦難を強いられしてきた。太平洋戦争の敗戦後の農地改革も山

林には及ばず、山林地主をそのまま温存することとした結果、山村農民対山林地主の入会権をめぐる闘いは、それまでと同じ構図、形態で続くこととなった。「北方の農民」第一号が出た一九六〇年一月といえは、ちょうど六〇年安保の直後、池田内閣が所得倍増、高度経済成長をうたいあげた時期である。列島改造、一極集中とともに、農山村の崩壊、林業の低落傾向が進行し、山村における暮らしの態様も変容し、一方、山林の多面的機能が指摘されるなかで、そこに暮らす山村農民の立場に立って入会慣行なり入会権なりに何を求め、いかなる機能を期待するか。小繫における入会をめぐる歴史と経験から教訓とすべきことは少なくないように思われる」

『北方の農民』第一号、第十三号 復刻版の頒価は三五〇〇円。申し込みは左記へ  
〒一〇五―〇〇〇四 東京都港区新橋三―七―一  
三 ミドリヤ第二ビル八階 レンガ通り法律事務所内『北方の農民』復刻版刊行委員会  
TEL 〇三―三五八〇―九三三四  
FAX 〇三―三五八〇―三三五―一

# 「森林を守る都市社会の創造をめざして」

山田 純

(国民森林会議提言委員会)

今日、日本の森林は年々蓄積量は増大するものの、内部の林相と機能は荒廃しつづけ、良好な管理と再生のために、従来の林業経営を軸にした考え方を改め、森林空間のもつ公益性を軸にした、都市市民参加型の新しい管理システムを創出することが必要になっている。そこで「都市市民の参加」を進めるには、そしてその基礎を担う「都市社会」を創造するには何が必要か、という視点から本提言を作成した。できれば、中長期的な経済社会の展望にも踏み込んだ草案とあわせて、関係各位の参考にしていただければ幸いである。

## 一 森林基本法の制定と流域・地域における市民参加の森林管理委員会の創設

### (森林基本法)

・すべての森林は、所有形態や特性に関わらず、森林空間として、国民生活特に流域の生活と密接に関わるさまざまな公益的機能をもち、

またその公益的機能の維持と向上に努めるべく管理されなければならない公共文化財であること。また、そのためすべての森林の管理は基本的には公的な制約と支援のもとに置かれるべきものであること。そのような管理は、経過措置を経て将来的には地方自治の一環としての流域・地域単位に設置される森林管理委員会(仮称)が、自らの作成する森林管理計画に沿って、一元的に行うこと。森林管理計画に反する不良な管理のもとにあり、将来計画も立たないような森林については、所有権と管理権を分離し、その管理権を正当な手続きと決められた補償のもとに森林管理委員会に移管することが出来ること。：以上を明記した森林基本法を制定する。

### (森林管理委員会)

・森林管理委員会は、所有者・森林組合・地元住民・森林NPO・森林ボランティア・保健休養事業者・学習事業者などの直接的関係者

と水道・農業漁業・建築・木工などの事業を流域で営む間接的関係者、及び森林官や野生生物、森林生態、林業などの専門家、並びに営林署・林務課など林務行政職によって構成され、その中に評議委員会、管理委員会、事務部局、現業部局などを置く。(国有林については、その面積の大きさや奥地天然林の多さ、経営基盤の安定性などから、他と比較して自然の保全に重点を置いた管理が考えられるので、一般の森林管理委員会とは別立ての国有林森林委員会が組織されてもよい。営林署は、将来的には林野庁、国土庁、環境庁などの再編が進む中で設置され、森林基本法の趣意に沿って運営される(仮称)森林庁のもとに置かれることになる。)

・森林管理委員会には、森林の調査と評価・経営主体との連絡・計画策定の権限、計画を遂行していくために必要な勧告や買収を含めた移管と契約締結に関する権限、移管された森林や林地の直営と委託に関する権限、治水・

治山・道路等公的計画の調整・変更に関する権限、違反者の告発・補助金の申請と支出事務・相続税や固定資産税の控除の認定と減免の申請・管理小屋などの建設許可に必要な認定などに関わる権限が付与されることとする。

・当面、森林管理委員会の基盤となる管理対象森林を創出する方法として、第三セクターを含む既存の公有林地を移管する方法、相続税などの現物納付を積極的に認めることで取得される民間の林地を移管する方法、管理に問題が多く利用計画も立たない民間林地の管理権を委譲させる方法などがある。

・森林管理委員会は、公共文化財としての森林空間の公益的機能の保全を目的に森林管理を進める新林政の基幹をなすもので、森林の公益性の確保と市民的管理・抛出とが相互に対応し、相互に支え合う関係にあることに着目して設置されるものである。したがって、市民との関係をどう開くかが、重要な課題となる。市民にさまざまな形で支援助や抛出を要請するには、現況調査や評価を通じて市民に森林への認識を深めてもらうこと、計画策定などの活動への参加を認めること、また研修機会を充実し、森林管理を開放し一定の条件の下その管理に委ねていくことなど、森林に対する主体意識や帰属意識を高める措置が欠かせない。市民は森林の現状に深く憂慮し、公益性の高い森林らしい森林へと再生させることを希望している。したがって、森林管理に市民を誘う場合には、その前提として公益

目的が明確に示され、また権利義務関係や参加と負担の内容が合理的な形でしめされなければならず、市民を森林の単なる支持要素、あるいは副次的な要素としてしか見ないような傾向は改めなければならない。林業経営もまた、すべて森林の公益的機能を前提に営まれるものでなければならない。また、その公益性を維持・向上させるために必要な関与として位置づけられる場合においてのみ、管理に必要な公的負担を社会に要請できる関係に立つことを忘れてはならない。

・森林の公益性の維持・向上については林業経営を軸にその展開を図ることは無理がある。したがって、管理に関わる費用の財源としては、森林の公益的機能を損ないがちな木材や林産物収入への依存、また人員の削減などの措置は可能な限り避け、大幅に公的抛出を増やすことが必要である。当面は神奈川県で行われているような水道料金への上乗せや水道水源税、国や自治体の一般会計や交付金からの森林管理委員会所管面積に応じた定率支出など、森林管理委員会の育成に配慮した財政が検討されるべきである。

## 二、森林管理の基本的方向を公益性充実にの観点から整理し、市民との結びつきを強める

森林管理については現在、機能分類の手法が取り入れられてきているが、木材生産を主目的

とした人工林であっても、さまざまな公益的機能を可能な限り備えるものでなくてはならない。また、森林空間としての保続という観点からも過度に樹齢や樹種が斉一な構成にならないよう配慮されなければならない。若齢林は成長性は高くても、空間・素材いづれの面でも、本来の機能や魅力を発揮するまでに至っていないことを考慮し、保続の均衡を図る平均樹齢や主伐期を引き上げ、当面は八十年以上に移行させていくことが望まれる。また、拡大造林のなかで地勢的に無理な場所に植栽された人工林については天然林に戻していくことが望まれるが、それは伐採後ただ放置することであってはならない。また、一部、木材生産林を過度に縮小したり、その指定区域が市民の多様な利用が図られるべき里山と重なったりする傾向が出ているが、これらについては見直しが必要である。

保安林は申請待ち制度となっているため、現状では十分保安林としての内容を備えていても指定されていない場合があり、また、逆に保安林に指定されているも一般の施業林と変わらない実態となっている場合もある。今後は、森林の現況調査と評価の上に立って、指定すべき所はきちんと指定し、その代わり保安林所有者に対して、現行の補償金を充実させるほか、各種の税を減免したり、規制の中でも可能な利用方法を森林管理委員会から提案したり、管理を森林管理委員会で引き受けたり、処分の場合には、森林委員会への連絡を義務づけたり、必要な場合は森林管理委員会による買取を優先させるな

ど、指定の実をあげていくことが望ましい。

また管理のための労働力は、将来的には森林管理委員会の中の事務部局と現業部局でその確保に努めるほか、森林NPO、森林ボランティアなど流域地域の市民的組織の成長が見込める。特にNPOは、成員の多くは別に職業を持ちながら、社会的に必要とされる事業を、一定の専門性や自発性を発揮しながら非営利目的で行う集団であり、自前の能力や資材・設備などを互いに無理なく提供し、結合するため、コスト吸引力が高く、活性化のための企画力にも優れているため、時間的な制約さえなければ、かなり高度な事業遂行能力を発揮する。営林署の職員も将来的には、国家公務員としての前述の森林庁職員の身分のまま、各種森林管理委員会に配属され、市民との協同の中で専門的力を発揮する中核的職員になることが望まれる。その場合は、全国の森林に均等に配置されることになり、現状の国有林の地域的偏重が解決される点でも望ましい。

### 三、森林情報の公開と対話を通じて、認識や問題意識の共通化をはかる

市民が森林管理に参加するには、所有者や管理者が明記された森林所有図・利用や管理の方向が明記された将来計画図・そして指定関係のほか、生育状況・水・土・気象・植生・野生生物・酸性雨などの環境影響など、さまざまな情

報の記載された森林現況図の三つが情報として整い、自由にアクセスできるようにする必要がある。これはさまざまな公益性を確保するための基礎的資料である。所有者名の公表などは森林の公共財としての性格を考えれば当然の措置であり、また、森林現況図は、当面専門家と地元住民・市民、森林ボランティアなどが共同して作成していくことが望まれる。また、その作製については、衛星画像を核に、さまざまな情報を視覚化してそこに有機的につなぐ技術やインターネットの利用などが考えられる。

### 四、詳細な森林調査を通じて、予定保全質量・予定蓄積質量・その他公益的機能の保全に必要な各種の質量を流域・地域ごとに算定し、森林管理計画を作成する

森林現況図が整えば、次に水・土の保全や生態学的な見地から流域地域ごとにその保全に必要な森林空間をデザインし、樹種や林相も考慮した保全質量を算出し、それと現況との差を年次計画を立てて、埋めて行かなくてはならない。また、将来の木材の需給や地域内自給を図る立場から、同様に確保すべき保全質量を算定し、それと現況との差を明確にしておくことも木材生産の計画立案には必要である。各種の森林情報や予定保全質量の算定は将来的には森林管理委員会のもとで一元的に作製・管理されるこ

とが望まれる。

野生生物の保全には、森林が樹種、樹齡、林相等がその条件を叶えるだけの多様性や豊かさを取り戻さなくてはならない。具体的には、森に巨木が再生し、オープンスペースが確保され、さまざまな標高や地域に潜在的な自然の広がりを得ていくことが必要になるだろう。そのために予定すべき質量を算定することも必要になる。

### 五、都市の内部と近郊に市民管理の森林を創出し、里山から奥山への流れを作り出す

相続税の現物納付によって取得した林地や所有者の理解を得られる林地を使って、いくつかの家族や個人を単位にした市民的な利用のはかれる森林を作る。これは市民にとってはその生活を充実させる、山や丘の中の庭のような役割をもつので、庭林と呼んで差し支えない。その際、公益的な機能を維持・向上の具体化を許可要件として明記し、管理や使用に一定の規制をかけるが、これは市民の利用と矛盾しない。市民の利用は多くの場合、小径木なら自ら除伐や枝打ちをして、林床への採光を確保し、多様性の回復をはかる方向に働くからである。管理用の小屋や家族が休日に滞在できるぐらいの最小限の建築物は許可出来るように、建築関係法規を改める必要がある。また、そのように土地利用がふくらんでも、所有者にかかる税金が増大

しないように法的措置を講ずる必要がある。

庭林としての利用は、具体的には保健休養や食材の栽培と採取、農的利用、地元との文化的交流など多様な内容が考えられる。いずれにしても流域地域の森林への帰属意識を高め、奥山も含めた流域環境に対して本格的な関心をもつ土台となる。子どもたちの心の中に時間や空間の広がりを作る上で、その基盤ともなるものである。また、森林組合などが管理する山林を従来の施業林とは別目的の市民交流林に切り替えたうえで、市民に開放し、労働や資金の一定の提供があれば、空間や樹木の利用を市民に開放するような形の庭林を考えても良い。この場合、植栽・下草狩り・低木の枝打ち・小径木の間伐・除伐などは市民にしてみらい、高木の枝打ち・主伐は森林組合が手がけるなど、共同で交流しながらの森づくりとなるが、市民にはさまざまな知識や技術が得られることになり、奥山へ誘う上でも、その心身の準備が整うことになる。都市内森林は、市民の森林への関心、関与を高め、都市の生活環境に潤いを取り戻すだけでなく、住民相互の連帯性を高め、森林NPOを育成する上でも大きな効果があるので、新たな都市計画や再開発計画の中ではその確保を義務づけることが望ましい。廃棄物処理施設を都市計画の中の商業・工業用途地域の中で確保し、山村や森林に都市のゴミが持ち込まれないようにすることも「森林を守る都市社会」の要件となる。

## 六、森林組合の改革と研修・交流施設

### (機会)の拡充

森林組合が補助金依存体質を強め、活性化のための事業や森林の自治管理から離れてしまったとか、情報は持っているのに市民に提供しないとかの批判が聞かれるようになって久しい。将来は、森林組合を森林委員会の関連機関として統合することが望ましいが、当面は、事業基礎を強めるために、森林組合法、協同組合法を改正して、農林一体の協同組合や山村総合型の協同組合が創設できるようにしたり、構成員も出来るだけ一般の市民が参加できるようにしていくことが望ましい。補助金については、産業補助金の性格を改め、公益的機能の維持向上に必要な項目に整理し、その事業の面的な進捗並びに教育・研修を含む労働、つまり労賃に対して多くが支出されるよう、使途を明確化することが大切である。特に、森林現況の調査、所有地図の作製、その他情報の公開など、市民と一体になっての、森林委員会の創設につながるような事業分野での活動を活発にするよう誘導していく必要がある。

森林空間への関心のほか、樹木の持つ素材としての可能性についても市民の関心が高まっている。そのための実習的要素の多い知識や技術を市民が学べるような、またさまざまな職業分野の交流も同時に可能なような研修の場が常設

されることが望ましい。そのような学習林を都市近郊に地域単位で作り出していくことが必要である。森林管理委員会の主催で、市民と林家、林業労働者、製材・木工・建築業者、植木業者などが交流する機会を設けたり、林業改良指導員や森林生態の専門家を通訳に、森林組合の作業などを市民に公開し、積極的に交流の機会を設けていくことが望ましい。

また、ボランティア的な形で展開されている各種の民間の「森の学校」など民間の森林教育団体の事業に対しても、講師の待遇など人件費などへの積極的助成が必要である。

## 七、木の文化、特に素材利用型の建築技術の伝承・開発・利用・流通を進める

化学物質や廃棄物の引き起こすさまざまな問題と絡んで、循環の確保や天然素材の利用が住宅建設部門でも重視されるようになった。民家再生型の古材ネットワークが全国規模で展開され、化学物質を排除した家造りがコスト的にも折り合えるだけの技術を確立し、市民の関心を引いて、好調な広がりを見せている。これらは、地域・流域を単位にした森林管理に目を向けたものとなっており、地域自立型の経済を志向している点でも注目すべき動きとなっている。古材だけでなく、自然の地肌や曲線など、風趣さまざまな素材への需要が大きいが分かって、最近では需給関係の安定化の必要から天然素材



# 「新過疎法の概要と中山間地対策」

西 泉 彰 雄

(国土庁・地方都市整備課長補佐)

【西泉】 ご紹介いただきました国土庁地方振興局地方都市整備課の西泉と申します。今日はよろしく願っています。

本日は、過疎法の話でございまして、本来、担当部署の国土庁地方振興局過疎対策室の者がご説明申し上げるべきところではありますが、ご承知のとおり、現在、新過疎法の策定作業の山場を迎えていることもあり、代わりに、私から話をさせていただきます。お配りしております資料に沿いましてご説明させていただきます。

具体的には、第一部では「過疎対策の歩み」ということで、過疎対策のこれまでの流れを大ざっぱに見ていきたいと思えます。第一部では、「過疎地域の現況」ということで、現在、過疎地域として指定されている地域の人口、財政力、産業、公共施設の整備水準などといった観点から、過疎地域が今どういう状況に置かれているかということについて簡単に見ていきたいと思えます。それから第三部では「過疎対策の概況」ということで、国をはじめ関係機関が講じてい

る過疎対策施策の内容を簡単に見ていきたいと思えます。第四部では「過疎問題のとりえ方」ということで、これまでの過疎対策の考え方を振り返るとともに、新しい全総計画であります「二世紀の国土のグランドデザイン」で触れられている多自然居住地域の考え方をご紹介しますとともに、国土庁に設置しております過疎問題懇談会の新過疎法の制定についての考え方を紹介させていただきます。また、自民党の過疎法の制定に係る基本的な方向性とか考え方についても、若干触れさせていただきます。

それでは、早速具体的な中身に入っていきますが、資料の一ページをお開きいただけますでしょうか。ここでは、過疎対策のこれまでの経緯を簡単に示しております。年表形式になっておりますので、順にご説明させていただきます。「過疎」という言葉が初めて公式に使われたのが、昭和四二年三月の経済社会発展計画においてでございます。同じく同年一〇月の経済審議会地域部会報告でも、過疎問題について触

れられております。

これは二五ページと二六ページに抜粋がございます。二五ページをまずお開きいただけますでしょうか。この中で傍線を引いているところでございますけれども、「農山漁村においては人口流出が進行し、地域によっては地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障を来すような、いわゆる過疎問題が問題となろう」という指摘がされているわけです。

このような指摘がなされるに至った背景を簡単に説明いたしますと、昭和三〇年以降、日本は高度経済成長の時代を迎えるわけですが、この経済成長に伴いまして農山漁村を中心とする地方の人口が都市、特に大都市に吸収されるという結果がもたらされました。特に地方の農山漁村の人口減少が著しくなりましたのは、昭和三五年前後からでございます。そして昭和四〇年の国勢調査結果が公表されるに至りまして、この過疎問題が大きな問題としてクローズアップされるに至ります。と申しますのも、昭

和三五年から四〇年にかけて、この当時三三七五市町村ありましたが、このうち二五七四市町村、全体の七六％に当たる市町村で人口減少がありました。この中でも一〇％以上減少した地域が八九七市町村、二〇％以上の市町村が一七七市町村、それから三〇％以上減少したところも三六村もありました。このように多くの市町村で急激に人口の減少が進んでいることが明らかになりました。

それで、また一ページに戻っていただきたいと思うのですが、このように急激に人口が減少していく中で、過疎問題が急速にクローズアップされ、主に地方公共団体から対策を講じてほしい旨、国に対して陳情が行われます。これを受けて、国・関係議員一丸となって検討した結果、過疎対策の法案が国会に提出されることとなります。ただ、四四年六月と十一月、いずれも廃案となりました。こういった紆余曲折を経ながら昭和四五年四月に、過疎地域対策緊急措置法が制定されました。これは、山中議員が中心となった議員立法で、かつ一〇年という時限立法でございました。この時限立法形式というのはその後の法案もずっと同じですが、とにかく一〇年の間にできる限りの対策を講じていくということで作られた法律でございます。

この法律は、まさに人口が急激に減少する地域について、人口の減少を止めるとともに、人口の減少による地域への影響を最小限に食い止めていくというものです。この法律の施行当時は対象市町村は七七六市町村だったのですが、

国勢調査毎に要件を満たしている市町村が多くなり、昭和五一年時点では一〇〇〇を超える団体が過疎市町村となったわけでございます。このように、一〇年間、この法律のもとでさまざまな措置を講じた結果、後程説明いたしますが、急激な人口減少というのはかなり抑えられてまいりました。

ただ、人口減少に伴うさまざまな影響というものも明らかになってくる中、ここで過疎対策を打ち切るわけにはいかないということで、昭和五五年三月に、過疎地域対策緊急措置法に代わる新しい法律が作られることとなります。これが過疎地域振興特別措置法でございます。これも山中議員が中心になって作られた議員立法で、一〇年間の時限立法でございます。

この法律は、この時点では急激な人口減少というのはい定程度抑えられておりまして、過去の激しい人口減少に起因して生活水準だとかあるいは生産機能が低位にある地域、こういった地域を対象にして、その地域の振興を図っていくということで作られたものでございます。最初の法律が、まさに人口の急激な減少にある地域を対象とするのに対して、ここでは人口減少の結果さまざまな面において劣位に置かれている地域を振興していくということがポイントとなっております。施行当初には対象市町村は一一九団体でしたけれども、これも国勢調査毎に追加され、昭和六一年四月には一一五八団体になっております。

この法律によりまして、一〇年間過疎対策を

講じた結果、過疎地域の整備も進んできたのですが、まだ全国水準には到底及ばない、まだまだ他の地域に比べては劣位に置かれているという状況にございました。さらに人口減少だけではなくて高齢化の問題、あるいは若年層の減少という問題、そういった派生的な問題も大きく出てきた時期でございます。そのため、こうした問題についても対策を講じていかなければならないということで、平成二年三月に過疎地域活性化特別措置法が成立いたしました。

これは村岡議員、谷議員が中心に作られた議員立法で、一〇年の時限立法でございます。この法律は、先程申しましたように人口減少だけではなくて高齢化とか少子化とか、そういった問題にも対応していくというものでございます。平成一一年四月現在で一二三〇団体が過疎市町村となっております。

このように、これまでその時々々の過疎地域をめぐる問題を踏まえて、対策が講じられてきたわけですが、この過疎地域活性化特別措置法が平成一二年三月三十一日に一〇年間の期限を終えて失効することになりますので、現在、この法律に代わる新しい法律の策定作業を進めているという状況でございます。

続きまして、二ページをお開きいただけますでしょうか。図を見ていただきますと、過疎地域の人口と過疎対策の流れが分かるようになっております。

先程ご説明しましたように、昭和三五年から四〇年にかけて、あるいは四〇年から四五年に

かけて、急激な人口減少が進んでいることが分かります。毎年一〇%を超える人口減少率であったわけでございます。このような中、法律が出て対策を講じた結果、この法律の効果もあって、急激な人口減少というのは昭和四五年、五〇年辺りから徐々に減ってきているわけでございます。それでも人口減少というのはいまだに止まっておりませんし、将来的にも過疎地域の人口は減少していくだろうということは、この表を見ていただきますと分かります。また、この人口減少の流れを止めるのは現状ではなかなか難しいものと思われれます。したがって、人口減少はある程度やむを得ないけれども、新たな考え方に立って、過疎地域の振興を図っていく必要があるのではないかと思います。

それから三ページをよろしいでしょうか。これまでの過疎対策の三法の比較でございます。ご説明しましたような趣旨で、今まで三度の法律が出来てきたことを簡単にまとめております。ご説明していなかったのが、過疎地域の要件を簡単に説明させていただきますと、最初の法律、昭和四五年からの過疎地域対策緊急措置法は、昭和三五年から四〇年の人口減少率が一〇%以上で、かつ財政力指数が〇・四未満というものです。この財政力指数というのは、地方団体の財政力を測るうえで一番標準的な指標ですが、基準財政需要額という、この程度の規模の市町村であればこの程度の財政需要があるだろうと考えられる基準財政需要額分の標準的な税率で計算した場合の税収入額である基準財政収入額

の数値の三カ年平均をとったものです。例えばある市町村で一〇の財政需要があり、それに對して四の税収入しかないということになると、財政力指数は〇・四となるわけです。そうすると、残りの〇・六分をどうするかという話になります。それは地方交付税で補てんされる仕組みとなっております。いづれにしても、この〇・四が当時の全国平均でございます。まして、全国平均にも満たない財政力の弱い地域を対象にしたというわけでございます。

それから昭和五年からの過疎地域振興特別措置法でございますけれども、昭和三五年から五〇年の人口減少率が二〇%以上で、引き続き人口減少が進んでいる地域を対象にしております。財政力要件は、これもそのときの全国平均でございますが、財政力指数が〇・三七以下の市町村を対象にしております。それに、競馬その他の公営企業収入が一〇億円以上ある場合には、財政力にも余裕があらうということで、対象からは除くという考え方をとっております。

それから現行の過疎地域活性化特別措置法ですが、人口要件としては三五年から六〇年の人口減少率が二五%以上であるか、または同じ時期の人口減少率が二〇%以上で、かつ、六五歳以上の高齢者比率が一六%以上または一五歳以上三〇歳未満の若年者比率が一六%以下のところを対象としています。これは、先程申しましたように人口減少という問題だけではなく、高齢化や働き盛りの若年層が少なくなっているという問題にも対応していこうとの考えの現れで

ございます。それから、財政力要件は、財政力指数が、その当時の平均値でございます〇・四四以下、それから公営企業収入が一〇億円以下の地域を対象としているわけでございます。

それでは、次に移りまして、過疎地域の現状を簡単に説明させていただきたいと思えます。まず四ページですが、現在の過疎地域の状況でございます。ざっと見ていただきまして、全国で過疎地域がないのは神奈川と大阪だけでございます。神奈川と大阪、これ以外にはすべて過疎地域が含まれています。ただ、過疎地域の多い少ない、あるいは過疎地域人口の多い少ない、過疎地域市町村の面積の多い少ないには、かなりばらつきがあります。

具体的に多いところを見ますと、例えば市町村数で見ますと、大分とか鹿児島、これらは七五%を超える市町村が過疎市町村となっております。人口で見ますと、同じく鹿児島が三五%、それから秋田が二八%といったところで、かなり高くなっています。それから面積で見ても、同じく鹿児島が七四・六%、大分も七二・六%と高くなっています。面積の約四分の三が過疎市町村という状況でございます。これを全国で見ますと、過疎市町村数で見ますと、今、全国で三三三〇の市町村がありますけれども、そのうち過疎市町村は二二三〇ということで、三八%が過疎市町村になっております。それから人口ですが、総人口一億二〇〇万人に対して約八〇〇万人が過疎地域におり、六・三%ということになります。それからさらに面積で見

場合は、四八・九％ということ、全国土の約半分が過疎市町村になっているという状況が分かりになるかと思えます。過疎問題、過疎対策というのは特定地域の問題ではなくオールジャパンの問題であるということが分かるかと思えます。

それから五ページをお開きいただけますでしょうか。ここでは、人口状況を将来推計まで含めまして記しております。昭和三五年には過疎地域の人口割合というのは、一四・五％でございましたが、それが昭和四五年には一〇・〇％に、平成七年には、これが最新の国勢調査の結果ですが、六・三％になっていきます。それからこれは明るい兆しではございませんが、今後五％、それから四％台に突入していくというような推計が出ております。

このように、人口減少というのは止められない流れだということは認識しなければならぬと思います。また、過疎地域の人口が減ってきていることについては、昭和三五年とか四〇年とか四五年は、先程申しましたように都会への人口流出による社会減がかなり多かったわけですが、近年は自然減、出生率の低下とか死亡者数の増加による自然減が見られます。社会減はかなり少なくなってきましたが、自然減という影響が出てきており、少子化社会と言われる中で、今後、ますます顕著になってくると思われれます。

それから六ページを見ていただけますでしょうか。これは人口区分別の増減率を表していま

す。注目していただきたいのは、一五歳から一九歳、それから二〇歳から二四歳の若年層でございまして。昭和四〇年代辺りには四〇％を超える減少率で、今でも二〇、三〇％の減少率でございまして。このように若者の人口減少というのが構造的になっているというのは、深刻な問題であると思えます。

ただ、一方明るい兆しも若干あります。二五歳から二九歳の層を見ていただけますでしょうか。昭和五〇年辺りから、プラスに転じています。九・二、九・三、三・七、九・七ということ、二五歳から二九歳の層というのは若干でございまして増加傾向にございます。この大きな理由として、U・J・Iターン、Uターン、Iターン、Jターンによる人口増が考えられます。この層の人口増が見られるというのは、明るい兆しであるかと思えます。ただ、この層はU・J・Iターンの結果により増えているわけですが、全体の人口減少をとどめるにまでは至っていないというのが現状でございます。

それから七ページを見ていただけますでしょうか。真中の高齢者比率と若年者比率を見て下さい。まず、高齢者比率は益歳以上の方の割合でございましてけれども、全国平均では、昭和三五年には五・七％、それが平成七年には一四・五％で、全国的に見ても八・八ポイント高まっています。高齢化が進んでいることが分かります。

ここで過疎地域の欄を見ていただきたいと思います。昭和三五年には六・九％であったものが

が、平成七年には二五・〇％ということ、一八・一ポイント増、全国の八ポイント増に比べて著しく高齢化が進んでいることが分かります。ちなみに、平成二七年の全国のデータが二五・二％で、平成七年の過疎地域の高齢者比率とほぼ同じであります。これを見て、よく耳にするかもしれません、過疎地域は全国に二〇年間先行した高齢社会であると言われるわけです。このように、高齢者比率が極めて高いというのが大きな特徴となっております。

それから若年者比率を見ていただいても、高齢者比率ほどの大きな開きはございませんが、やはり過疎地域の方が若年者比率が低く、働き盛りの者が過疎地域に少ないということが分かかります。

このように、高齢者比率と若年者比率におきまして、全国と比べると大きな差があるということが、特徴となっております。

それから、八ページをお開きいただけますでしょうか。過疎地域の人口規模別の市町村数です。これを見ていただいて分かりますのが、過疎地域の市町村というのは大部分が小規模、その九割方が一万五〇〇〇人以下の市町村であるということ、このデータを見るだけでは分かりませんが、過疎地域の市町村というのは、先程申しましたように人口がどんどん減ってきていることもありまして、より一層小規模化してきております。例えば二〇〇〇人以下の市町村というのは、昭和三五年時点と比べますと約五倍に増加しておりますし、二万人以上という比較

的大きな市町村というのは、昭和三五年と比べますと三分の一に減少しています。

それから次のページを開きただけです。どうか。過疎市町村の財政力の状況です。全国平均値は、市が〇・七一、町村が〇・三四、全体では〇・四二ですが、過疎市町村は、市が〇・三、町村が〇・一九、平均しますと〇・二〇というような結果が出ております。過疎市町村が財政的にも弱い状況に置かれていることが分かるかと思えます。

それから次のページを見ていただきまして、産業別の就業人口でございます。この図を見ていただきますと、第一次産業がかつては主力だったものが、段々縮小傾向にあって、第二次、第三次産業が多くなってきていることが分かります。産業構造も変わってきているというわけです。

それから次のページを開きただけです。どうか。過疎地域の企業立地の状況です。縦に件数、横に年号を取っておりますが、昭和五〇年代は決して多いとは言えないと思えます。が、着実に増加傾向にあったわけでございます。ただ、昭和六〇年には経済情勢の影響を受けて若干減り、六二年辺りからまた増加しております。ただ、バブルの崩壊があった平成三年には景気動向を反映して大幅減となっております。近年は横ばい、若干増というような状況でございます。平成九年を見ていただきますと、今までは製造業が圧倒的に多かったのですが、平成九年度は非製造業が製造業を抜いたという状況

が見られます。このように、製造業では減っておりますが、非製造業で増加したことによって、全体としては若干の増となっております。

それから、先を急ぎますが、一二ページを開きただけです。どうか。公共施設の整備水準でございます。ここにお示ししている公共施設は、いずれもナショナルミナムに係るものであって、過疎地域と全国で差があつてはならないものであらうと認識しております。具体的な項目を見ていきますと、市町村道の改良率でございますけれども、昭和四五年を見ていただきますと九・一%、それから最新のデータですと平成九年の四四・八%ということで、整備が進んできております。ただ、全国の五〇・一%と比較すると、まだ開きがあります。先程申しましたようにナショナルミナムに係るもので、これは住む地域によって大きな差異があつてはならないというのが基本認識でございますので、この格差というのはさらに埋めていかなければならないというふうに考えております。

それから水道普及率も同じでございます。昭和四五年当時に比べると、平成九年度はかなり整備は進んできていますもの、まだ全国との間には格差があります。その下の水洗化率に至りましては、これも整備は進んできておりますけれども、まだ全国水準の半分以下というような状況にあります。それから一市町村当たりの図書館数。これも整備が進んできていると言えます。ですが、全国との開きはまだまだ大きい。このように、着実に基盤整備は進んできていますが、

まだまだ過疎地域は他の地域に比べると未整備な状況にあるというのが現状です。新過疎法におきましても、引き続きこのような基盤の整備を進めていかなければならないという認識は変わらないものと思われまます。

それから一三ページを開きただけです。どうか。これからは、現在の過疎地域対策の概要でございます。大ざっぱな仕組みを説明します。都道府県知事が過疎地域活性化方針という方針を、内閣総理大臣と協議の上策定することになっていきます。これは過疎地域対策のための大綱であるとともに、その下にあります市町村や都道府県が作る活性化計画の指針となるものです。このように大ざっぱな方針、方向を、この方針で都道府県知事が示しまして、この方針に基づいて市町村と都道府県で具体的な過疎地域活性化計画を作り、この活性化計画に基づいて各種の事業を実施していきます。この活性化計画に基づく事業の実施につきましては、各種の支援措置を講じていくというのが、基本的な制度です。

この具体的な支援措置については、順次簡単に説明していきますけれども、一番大きなメリットがあるのは、過疎対策事業債であろうと思えます。地方団体が借金をして事業を進める際のものですけれども、これが一番大きなメリットだということに言われております。

それから、一四ページを開きただけです。どうか。これは過疎法に基づきまして進められてきた事業の状況ですが、ざっと見ていた

だいて、今まで交通・通信体系、主に道路の整備が中心に進められてきたわけでございます。ただ、現行の活性化特別措置法では、この割合に変化が出てきています。道路の整備が若干減る一方、産業の振興が増えていたり、生活環境の整備、下水道の整備などが中心ですが、このようなものがかなり重点的に整備されるようになってきております。さらには、まだ割合は大きくありませんが、高齢者福祉の問題でありますとか教育・文化の振興、あるいは集落の整備といったものも、割合としては大きくなってきております。これからの重点課題であると認識している次第でございます。

それから、一五ページと一六ページは割愛いたします。

それから一七ページをお開きいただけますでしょうか。先程申しました過疎対策事業債でございます。メリットがあるとされる大きな理由は、「元利償還金の七〇％は普通交付税に算入される」ことで、これを具体的なイメージで言いますと、例えば八〇億円借金をして、借金には利息が付きますので、二〇億円の利息が付いたとします。そうすると、本来一〇〇億円というお金を返さなければならぬわけですが、このうち七〇％が地方交付税により補てんされる仕組みになっております。このため、市町村の実質的な持ち出しは三〇にとどまるというものです。今、新法の過疎地域の要件が検討されているのですが、過疎市町村から外れることは、本来であれば過疎を脱却したということで喜ぶ

べきことだというふうに思われるわけですが、過疎市町村でなくなることにより、このような有利な事業が使えなくなってしまい、財政的に苦しい立場に置かれてしまうということで、何とか過疎市町村のままにいたいという声も出たりしております。この過疎対策事業債は、主に産業振興施設、道路、それから下水処理施設とか保育所とか診療施設を対象としていますが、新法におきまして、これに加えて、情報化関係の施設などが新しく入ってくるのではないかと思われます。今まではやはり交通・通信施設、具体的には道路に充てられる場合がほとんどでしたが、今の、現行の過疎地域活性化特別措置法では、産業振興施設だとか厚生福祉施設にもかなりの割合が入ってきているところです。産業振興施設とは、具体的には若年者、若者の職を確保するための施設でありますとか、厚生福祉施設で言えば高齢者福祉施設、そういったものの割合が多くなっております。こういったものに重点がだんだん移ってきていることが言えるように思います。

それから、一八ページは割愛いたします。それから一九ページでございますけれども、これも過疎地域特有のものでございますけれども、例えば公立小中学校を統廃合するときに、新たに校舎を増築するような場合、通常であれば国庫補助金の補助率は二分の一ですが、それを若干上乗せしまして一〇分の一〇・五というふうに、手厚い国庫補助がなされることとされております。

それから二〇ページですが、これも同じく国庫補助の補助率がかさ上げされているものです。消防・防災施設、それから保育所でございます。これも通常二分の一から三分の一という補助率ですが、それを若干引き上げる措置を講じているところでございます。

それから二一ページでございますけれども、道路代行制度、下水道代行制度の活用実績がございます。分かりにくいかもしれませんが、具体的には、過疎市町村はご説明しましたように財政力が十分でなかったり、技術的にも十分でないところがあったりいたしますので、このような場合、市町村道でも都道府県が代わって整備しようとするものです。都道府県のほうが財政力もありますし、ノウハウ等の蓄積もあるわけですから、そういった過疎市町村に代わって都道府県が代わりに道路を整備したり下水道を整備したりしていこうという趣旨のものでございます。これも見ていただくとかかなり活用されておるといことが分かるかと思えます。

それから二二ページを見ていただきます。これは融資制度、低利融資制度でございます。具体的には一と二が産業対策、三が農林漁業対策でございます。これも日本政策投資銀行などが低利融資をして、過疎地域の産業、農林漁業の振興をお手伝いしていこうという制度でございます。これもかなり使われており過疎地域の振興に貢献しているものと考えられます。

それから二三ページでございますけれども、地方税の不均一課税をした場合の地方交付税の

取補てん額の実績でございます。これも分かり

にくいかもしれませんが、簡単に説明しますと、過疎地域で新たに産業を興す人などに対して、事業税、不動産取得税、固定資産税を減免した場合、この減免額を交付税で補てんするという制度です。通常、税の減免をすると市町村の収入が落ちるだけですが、それを交付税で一定程度補てんしようとするものです。実際企業を誘致をする場合、税額が他の地域より低いですよということ誘致する際の大きなメリット・誘因になるわけです。したがって、これも実績にありますようにかなり使われておるわけでございます。実際税金は事業者から見ればばかにならないもので、少しでも税金の安いところに企業というのは動いていくのが自然の流れでございます。こういった制度を用意することによって、企業の誘致を進めていくとともに、市町村の財政にも穴をあげないようにしているわけでございます。

以上、過疎対策として講じられている施策の概要を若干ご紹介いたしました。

それでは、これからが、新法の考え方になります。まず最初に、二七ページを見ていただけますでしょうか。ここでは、新しい全総計画であります「二一世紀の国土のランドデザイン」で示された多自然居住地域という概念をご紹介いたします。これは今後の農山漁村、過疎地域の在り方を考えていく上で重要なものであり、また、この考え方は新過疎法にも多く取り込まれるものと思われれますので、ご紹介させていただきます。

できます。

傍線を引いてある「中小都市と農山漁村等の豊かな自然環境に恵まれた地域を、新たな生活様式を可能とする国土のフロントティアとして位置付ける」というところがまさにこの核心なわけでございます。中小都市と農山漁村が連携して、新たな国土のフロントティアというふうな位置付けをし、そして、その地域内外で連携を進めるとともに、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる地域を形成していくというものです。そして、これを多自然居住地域と呼ぶこととしているわけです。

具体的なイメージが分かりにくいと思いますので、三二ページをお開きいただけますでしょうか。これが概念図ですが、今まで都市と農山村とは分断されていて、イメージ的には都市はどんどん発展していくが、農山漁村は発展に乗り遅れ、停滞した地域であるというイメージがあったかと思いますが、そういったイメージを全部壊して、考え方を考えていくというものです。具体的には、ここにありますように中小都市と農山漁村が連携をし、そして農山漁村では都市的なサービスも受けられ、一方で、都市においても農山漁村でゆとりある居住環境だとか豊かな自然を享受できるようにしようというものです。おのおのが連携することによって、おのおの地域のメリットを最大限享受していくというふうな考え方でございます。これをさらに交通基盤とか情報通信基盤を整備してい

くことによって、さらに多自然居住地域と大都市との連携、あるいは国を越えて外国とも連携して、さらに地域の発展を進めていくという考え方でございます。

それで、二七ページに戻っていただきますでしょうか。ここは図で説明したことを書いているわけでございます。また後で見ただければと思います。

二八ページ、これも今述べたことを文章にしているわけですが、具体的には、「農山漁村においては、都市部への追従ではなく」、そして「自然環境、文化、農地、森林、河川、海等、地域の有する資源を再発見し」、さらに自然環境の保全とか回復にも取り組んで、「独創的な魅力ある地域づくり」を進めていくということがうたわれているわけです。

ここで、「地域の有する資源を再発見」というのが非常に大切であると思います。これは普段住んでいるとなかなか気付かないような、ささいなものが、地域活性化のすごい資源になっているという場合が多くあるからです。普段、住んでいて何も気にならないことが、ほかの地域の人から見ると、あるいはそれを少し加工することによって、その地域の発展の本当に有効な資源になっている例というのが数多くあります。まずその自分の住んでいる地域の資源をすべて見直してもらって、何か地域発展のために役立てるものはないかなという視点で見ただくというのが、極めて大切だと考えます。

それから、三五ページを見ていただけます



す。その内容を簡単に説明いたしますと、前

と同じように人口要件と財政力要件というのがあります。まず人口要件では二種類あり、どちらを満たせばいいというのですが、まず一つは、昭和四五年から平成七年の人口減少率が一九%以上、これがまず一つでございます。あるいは、これは満たしてないけれども、昭和三五年から平成七年までの三五年間の人口減少率が三〇%以上であること、先程よりさらに一〇年さかのぼって見たときに、三〇%以上減少していることです。これか、同じくその三五年間の人口減少率が三〇%には届かないけれども二五%以上あって、かつ高齢者比率が二四%以上、または、若年者比率が一五%以下であること。そして、これを満たして、かつ、これまでも同様の財政力要件がありまして。財政力指数が〇・四二以下であって、かつ公営企業に係る収入が一三億円以下というものです。

こうした要件を検討してきたわけですが、これにつきましてはいろいろな意見がありました。要件の変更により、過疎市町村でなくなるのは困る、具体的には、先ほど説明しましたように、過疎対策事業債といった有利な事業が使えなくなりまして、財政的に苦しくなるということ、反対の意見も多くございました。一方で、このような手厚い過疎対策を続けていく必要があるのかという声もあったわけですが、そのようにいろいろな意見が錯綜して、この要件を決めるまでにかなり紆余曲折がありました。このラインで法案を策定していこうということで取

りまとまったところでございます。

このような要件で、具体的な内容につきましては説明したようなものを盛り込んで、恐らく二月の頭ぐらいに法案が国会に提出され、三月には法律が成立し、来年の四月一日から新法が施行されるという段取りになるかと思えます。ただ、まだまだいろいろな意見が出てくる可能性がありますし、どうなるか正直申しましてまだ分からないというような状況にあるわけでございます。

四二ページ以下のところは、細かい説明はいたしません、過疎地域でいろいろな取り組みをやってきており、この中から、いろいろな成功事例というのが出てきております。そのような事例を紹介しております。やはりその成功しているところは、視点が非常に良いと申しますか、今までだれも気にしていなかった普通のものに着目して、それを取り上げて、加工していくことによって、地域の活性化を図っています。

例えば、静岡県の本川根町を見ていただきますと、ここは「音」に着目して地域振興に成功しております。この地域は、豊かな自然だとかあるいは川のせせらぎだとか、笛だとか太鼓だとか、S.Lの汽笛だとか、そういった音風景というのが展開されている地域ですけれども、普通であれば音というところにはなかなか着目しないと思われませんが、そこに着目して町おこしに成功しております。普通なら見落とすところをうまくとらえて地域おこしを進めて、本来に地域の活性化に成功しているというようなどこ

ろは、確かにすごいなと思います。これに限らず、ここに出てくるものには、いずれもあまり気付かない日常的なものをうまく利用してやってというような事例が多くあります。

また、最近の傾向としては、情報化とか交流だとかいうものが多くなっています。例えば昨年度の事例で、富山県の山田村というところがあるんですが、ここでは、希望する全住民にパソコンを無料配布して、地域の情報化ということ、村として電脳村というのを作ろうということ、情報化を生かした地域づくりというのを進めています。このように、本当に面白い、多様な取り組みがなされております。もしご興味があれば見ていただいて、おおいに参考にしてください。

以上、駆け足で説明したため、十分なご説明もできませんでしたが、私の説明は以上で終わらせていただきます。何かありましたら、個別にでもご質問等お受けいたします。

#### 訂正とお詫び

本誌二〇〇〇年・新春(第七一号)の記事中左記の誤りがありましたのでお詫びし訂正します。

訂正箇所 二五頁 下段末尾から四行目

誤 「樹高は六十メートル」

正 「樹高は三十メートル」

# 国民森林会議第一八回総会議案

二〇〇〇年三月二五日  
東京都・本郷・学士会分館

## 総会次第

- 一、開会のことば
- 二、議長選出
- 三、会長あいさつ
- 四、議案の提案・討議
  - (1) 経過と方針の提案
  - (2) 提言の提案
  - (3) 決算報告と予算案提案
  - (4) 監査報告
  - (5) 討論
- 五、記念講演
- 六、会員の意見交換
- 七、役員改選
- 八、閉会のことば

## 九九年度活動の経過報告

### 1 提言委員会と提言の国民運動

① 一九九七年から検討を進めてきた「森林を守る都市社会の創造をめざして」は、最終年の検討を加え提言を作成しました。

中長期的な経済社会の展望にも踏み込んだ草案と合わせ参考にしていただきたい。

◇検討委員会メンバー

主査 内山 節

委員 雨宮弘子・相田幸一・岡 和夫・杉本 一・萩野敏雄・本間義人・山田 純

### ② 当面する林政問題への緊急提言

我が国の森林・林業・山村をめぐる状況及び地球規模での持続可能な森林経営という環境の下で、林政の規範となる林業基本法・森林法など総合的な法体系を国民的視点から確立することを旨とした提言を八月に発表しました。現在、政府及び与野党で進めている基本法見直しを視野に入れた基本政策の検討に資する事とします。

### ③ 国有林白書(仮称)の作成

改革が進められている国有林野事業の存

### 2 公開講座

り方問題では、全国の八森林管理局管内で現地調査を行い、「国有林白書」のまとめ作業を進めています。(主査・岡和夫)

九九年度は「循環系の社会の創造と森林」をテーマに四回の公開講座を開きました。

#### ① 第一回講座

◇九九年四月一〇日(土) 学士会分館

◇「循環系の社会における森林の役割」

— 九八年度提言の執筆を通して —

◇講師 山田 純(会員)

#### ② 第二回講座

◇九九年六月五日(土) 学十野分館

◇「雑木林の維持と林業」

◇講師 荒山 雅行(長野・大町市・林家)

#### ③ 第三回講座

◇九九年九月一日(土) 学士会分館

◇「森林認証と林業経営」

◇講師 速水 亨(会員)

#### ④ 第四回講座

◇九九年十一月一日(土) 学士会分館

◇「新過疎法における都市と農山村」

◇講師 西泉 彰雄(国土庁地方振興局地

方都市整備課長補佐)

### 3 森林・林業の視察活動

十一月六日に一五名の参加を得て「天竜林業視察」を実施しました。視察の受け入れでは、佐久間町森林組合及び金原治山治水財団の全面的な協力を戴きました。

### 4 出版活動・シンポジウム

① 季刊誌「国民と森林」は、会員のご協力で計画どおり発刊しました。

第六九号(九九・七)、第七〇号(九九・一〇)、第七一号(二〇〇〇・一)、第七二号(二〇〇〇・三)

② 「当面する林政問題への緊急提言」を、一万部発行し、関係省庁・国会議員・自治体・林業活性化議員連盟・林業団体などに配布し普及に取り組みました。

また、「緊急提言」の普及のための講演会(全国五箇所)に、講師を派遣してきました。

③ 国民森林会議共催の、「里山円卓シンポジウム(仙台市・四月一七日～一八日)」は、「落山」の自然観察と合わせて成功を納めました。

④ 森林フォーラム及び「八ヶ岳自然と森の学校」の活動を支え後援・共催してきました。

### 5 組織の動き

#### (1) 会員の状況

一月一日現在の会員状況は以下のとおり

① 通常会員・一四七名(前年一三九名)

② 購読会員・四七名(昨年四七名)

③ 団体会員・一二二団体(昨年一二二団体)であり、通常会員で若干の拡大がありました。健全財政にむけ一層の努力が必要。だが、第一七回総会

#### (2) 第一七回総会

① 九九九年三月二〇日(土) 学士会分館

#### ② 議題

◇ 九八年度の活動報告 ◇ 九八年度決算

◇ 九九年度の活動計画 ◇ 九九年度予算

◇ その他

◇ 記念講演(大内 力会長)

#### (3) 幹事会

① 第八四回幹事会

九九九年三月二〇日(土) 学士会分館

#### 議題

◇ 第一七回総会の役割分担

◇ その他

② 第八五回幹事会

九九九年四月一〇日(土) 学士会分館

#### 議題

◇ 国有林白書(仮称)の作成を確認

◇ 当面する林政問題への提言作成を確認

◇ 定点観測地で「酒匂川流域」を選定

◇ 「将来計画検討委員会」の設置を確認

◇ 「国民と森林」六九号(夏季)の編集

◇ その他

③ 第八六回幹事会

九九九年六月五日(土) 学士会分館

#### 議題

◇ 国有林白書(仮称)作成委員会(主査・岡幹事)のメンバー確定

◇ 当面する林政問題への緊急提言委員会(主査・萩野事務局長)メンバー確定

◇ 森林視察で天竜林業を決定

◇ 「国民と森林」七〇号(秋季)の編集

◇ その他

④ 第八七回幹事会

九九九年九月二一日(土) 学士会分館

#### 議題

◇ 定点観測で酒匂川流域(小田原市)を決定

◇ 国有林白書の骨格を確認

◇ 「国民と森林」の表紙で小林金三先生の作品を確認

◇ 「国民と森林」七二号(新春)の編集

◇ 会員拡大・財政確立を検討

◇ その他

⑤ 第八八回幹事会

九九九年二月二一日(土) 学士会分館

#### 議題

◇ 「国有林白書」現地調査の報告及び作成のテンポを確認

◇ 森林視察(天竜林業)の概況報告

◇ 評議員会及び第一八回総会の日程確認

◇ 提言委員会の最終報告を確認

◇ 「国民と森林」七二号(春季)の編集

◇ その他

(4) 評議員会

① 二〇〇〇年二月二三日(土)

学士会分館

- ② 第一八回総会対策
- ③ その他

## 二〇〇〇年度の活動計画

### 1 提言委員会と提言の国民運動

- ① 「国有林白書(仮称)」のまとめを行い五月には公表出来るようにします。
- ② 情勢に依じて新たな「緊急提言」を検討します。
- ③ 「当面する林政問題への緊急提言」の政策化にむけ行政・政党・関係機関等との調整を進めます。

### 2 公開講座

- 今年度の統一テーマは、未定ですが次の日程を予定します。
- ① 二〇〇〇年四月八日(土) 学士会分館
  - ② 二〇〇〇年六月一〇日(土) 学士会分館
  - ③ 二〇〇〇年九月九日(土) 学士会分館
  - ④ 二〇〇〇年二月九日(土) 学士会分館
- 時間は、いずれも一〇時三〇分～一二時

### 3 評議員会

- ① 二〇〇一年二月一〇日(土) 一三時～
- ② 当日、記念講演を予定します。一四時～

### 4 幹事会

- ① 公開講座及び評議員会の当日の午後に関催します。

### 5 第一九回総会

- ① 二〇〇一年三月二四日(土)を予定。

### 6 「国民と森林」誌の充実

- 巻頭言、連載物、公開講座の記録、定点観測、切り抜き帳等を中心に国民森林会議の活動と関係の深い各種文献の紹介等で編集します。また、今年は会員の投稿を重点に取り組みます。

原稿締切と発行は以下のとおりとします。

- ① 第七三号(夏季・七月一日発行)  
原稿締切・五月末
- ② 第七四号(秋季・一〇月一日発行)  
原稿締切・八月末
- ③ 第七五号(新春・一月一日発行)  
原稿締切・一月末
- ④ 第七六号(春季・三月一日発行)  
原稿締切・一月末

### 7 出版活動

- ① 「森林を守る都市社会の創造をめざして」の出版について検討していきます。
- ② 「国有林白書(仮称)」を出版します。

### 8 定点観測

- ① 昨年確定した酒匂川流域(小田原市)での観測を継続します。
- ② 観測目標は、都市近郊・中小都市としての特性(山村・農村・漁村・ベッドタウン)に着目したものとす。

### 9 森林・林業地視察

- ① 森林・林業地視察を通じた交流に努めることとし、視察地の決定にあたっては会員の意見、提言委員会の提言内容等を参考にして幹事会等で検討します。

### 10 共催・後援の活動

- ① 引き続き、森林フォーラムの行事を後援していきます。
- ② 「八ヶ岳自然と森の学校」の計画について引き続き共催します。
- ③ 「林政基本法(仮称)」の制定に向けた、講演・学習会などを成功させるため努力していきます。

### 11 会員及び「国民と森林」の購読者の拡大と財政の確立

- ① 会員拡大  
会員拡大に当っては、地方において森林林業問題で活躍されている方の把握に努めその会員化を図ることとします。また、購読者では地方自治体や林業関係団体などへの働きかけも進めます。
- ② 財政問題は、会費と購読料で活動が維持できる自立体制づくりに努力します。

### 12 会員の交流機会の拡充

- ① 地域における会の活性化を図るため、複数の会員がいる地域での自主的交流を呼びかけていきます。

② 季刊誌「国民と森林」の誌面を通じた会員交流を企画します。

二〇〇〇年度

## 国民森林会議・公開講座の計画(案)

1 統一テーマ

「未定」

2 日程・テーマ・講師

① 二〇〇〇年四月八日(土) 学士会分館

◇テーマ「新発想による間伐問題の解消策」

◇講師 萩野敏雄(国民森林会議事務局長)

② 二〇〇〇年六月一〇日(土) 学士会分館

◇テーマ

◇講師

③ 二〇〇〇年九月九日(土) 学士会分館

◇テーマ

◇講師

④ 二〇〇〇年二月九日(土) 学士会分館

◇テーマ

◇講師

⑤ 二〇〇一年二月一〇日(土) 学士会分館

◇テーマ

◇講師

## 国民森林会議会則改正(案)

| 現 行   | 改 正 案  |
|---|--|
| <p>第四条(会員) この会の会員は、次の通りとする。</p> <p>通常会員<br/>特別会員<br/>賛助会員<br/>購読会員</p> <p>3 会の発展に貢献した会員を、幹事会の推薦で終身の特別会員とすることができる。</p> <p>第六条(会費) この会の運営に必要な経費は、会費をもってあてる。</p> <p>四 特別会員は、会費を免除する。</p> | <p>第四条(会員) この会の会員は、次の通りとする。</p> <p>通常会員<br/>名誉会員<br/>賛助会員<br/>購読会員</p> <p>3 会の発展に貢献した会員を、幹事会の推薦で終身の名誉会員とすることができる。</p> <p>第十六条(会費) この会の運営に必要な経費は、会費をもってあてる。</p> <p>四 名誉会員は、会費を免除する。</p> |

# 1999年度決算

自1999年1月1日  
至1999年12月31日

| 区分   | 項目      | 当初予算      | 決算額       | 予算残       | 備考        |
|--|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収<br><br><br><br><br>入   | 通常会費    | 695,000   | 465,000   | △ 230,000 |           |
|  | 購読会費    | 3,174,000 | 3,085,000 | △ 89,000  |           |
|  | 賛助会費    | 500,000   | 0         | △ 500,000 |           |
|  | 出版物収入   | 0         | 0         | 0         |           |
|  | その他     | 0         | 0         | 0         |           |
|  | 繰越      | 297,811   | 297,811   | 0         |           |
|  | 計       | 4,666,811 | 3,847,811 | 819,000   |           |
| 支<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>出 | 会報発行費   | 2,400,000 | 2,390,052 | 9,948     |           |
|  | 資料出版    | 0         | 0         | 0         |           |
|  | 物品費     | 30,000    | 0         | 30,000    |           |
|  | 通信費     | 150,000   | 76,223    | 73,777    |           |
|  | 人件費     | 0         | 0         | 0         |           |
|  | 事務所費    | 120,000   | 120,000   | 0         |           |
|  | 資料購入費   | 30,000    | 0         | 30,000    |           |
|  | 印刷費     | 100,000   |           | 100,000   |           |
|  | 総会費     | 250,000   | 134,339   | 115,661   |           |
|  | 評議員会費   | 150,000   | 102,934   | 47,066    |           |
|  | 幹事会費    | 200,000   | 443,812   | △ 243,812 | 検討委員会旅費含む |
|  | 調査・活動費  | 1,000,000 | 422,910   | 577,090   |           |
|  | 提言委員会   | 200,000   | 0         | 200,000   |           |
|  | 定点調査    | 50,000    | 21,840    | 28,160    |           |
|  | 公開講座    | 500,000   | 227,434   | 272,566   |           |
|  | 教育森林助成  | 100,000   | 0         | 100,000   |           |
|  | 調査予備費   | 150,000   | 173,636   | △ 23,636  | 天竜林業視察    |
|  | 団体加盟費   | 80,000    | 80,000    | 0         |           |
|  | 役務費     | 0         | 30,353    | △ 30,353  |           |
|  | 小計      | 4,510,000 | 3,800,623 | 709,377   |           |
| 予備費  | 156,811 | 0         | 156,811   |           |           |
|  | 計       | 4,666,811 | 3,800,623 | 156,811   |           |
|  | 次年度繰り越し |           | 47,188    |           |           |
|  | 合計      | 4,666,811 | 3,847,811 | 819,000   |           |

◇ 繰り越し内訳 預金口座 2,817 振替口座 33,500 現金 10,871

上記のとおり相違ありません。

2000年3月 日 幹事

## 2000年度 予 算 (案)

自2000年1月1日  
至2000年12月31日

| 区分   | 項 目       | 前年度予算     | 当年度予算     | 摘 要           |
|--|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 収<br><br><br><br><br>入                                     | 通常会費      | 695,000   | 740,000   | 148名          |
|  | 購読会費      | 3,174,000 | 3,183,000 | 団体(12)、個人(49) |
|  | 賛助会費      | 500,000   | 0         | 団体助成金を含む      |
|  | 出版物収入     | 0         | 100,000   |               |
|  | その他       | 0         | 0         |               |
|  | 繰越        | 297,811   | 47,188    |               |
|  | 計         | 4,666,811 | 4,070,188 |               |
| 支<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>出 | 会報発行費     | 2,400,000 | 2,400,000 | 編集、印刷、発送費用    |
|  | 物品費       | 30,000    | 30,000    |               |
|  | 通信費       | 150,000   | 100,000   |               |
|  | 事務所費      | 120,000   | 120,000   |               |
|  | 資料購入費     | 30,000    | 30,000    |               |
|  | 印刷費       | 100,000   | 50,000    |               |
|  | 総会費       | 250,000   | 200,000   |               |
|  | 評議員会費     | 150,000   | 150,000   |               |
|  | 幹事会費      | 200,000   | 200,000   |               |
|  | 調査・活動費    | 1,000,000 | 700,000   |               |
|  | 提言委員会     | 200,000   | 100,000   |               |
|  | 定点調査      | 50,000    | 50,000    |               |
|  | 公開講座      | 500,000   | 300,000   |               |
|  | 教育森林助成    | 100,000   | 100,000   |               |
|  | 調査予備費     | 150,000   | 150,000   | 森林現地調査他       |
|  | 団体加盟費     | 80,000    | 80,000    | 緑の団体協議会他      |
|  | 小 計       | 4,510,000 | 4,060,000 |               |
| 予備費  | 156,811   | 10,188    |           |               |
| 計  | 4,666,811 | 4,070,188 |           |               |

# 森林フォーラムの活動

## 一九九九年 活動経過報告

### 1 フォーラムの会総会

日時 二月一日(祝日)  
講演 「都市から山里へ活動の場を移した  
人達のお話し」と題して講演

講師 南佐久南部森林組合・杉  
山要さん

原新林業・原島幹典さん

パネリスト・内山節先生

市川勝先生

会場 後楽園会館

参加者 四三人

講師 森勝・昌子ご夫妻、内山節先生、自  
然と遊ぶ会役員  
参加者 二三人参加

### 3 「赤城親しみの森づくりフォーラム」

日時 第一回 七月二日(土)～二三  
日(日)

第二回 一〇月二日(土)～三日  
(日)

第三回 十一月三日(土)～一  
四日(日)

第四回 一二月四日(土)～五日  
(日)

以上、群馬県赤城村国有林内の森  
林整備作業(除伐と調査など)の森  
づくりの実作業を四回行いました。

会場 群馬県・赤城村国有林内  
参加者 延べ三八人

### 4 「南房総フォーラム」

日時 六月二日(土)～三日(日)  
企画 相田代表世話人

「南房総半島の自然と人文」をテー  
マに柴田敏隆実行委員の案内で、清  
澄寺境内の大杉とモリアオガエルの  
観察をはじめ、マテバシイやカシの  
木の照葉樹林地帯、麻綿原高原と内  
浦山県民の森散策と鋸山登山を行い、  
外房・内房の自然環境を学びました。

会場 千葉・南房総半島方面

講師 柴田敏隆先生

参加者 一六人

### 5 「上野村フォーラム」

日時 八月六日(金)～八日(日)  
企画 内山世話人代表

上野村各施設見学(堆肥・炭焼き  
工場など)・炭焼き(竹炭づくり)・  
下草刈り・芋掘りやソバ打ち・コン  
ニャク作り体験など、役場職員や農  
協職員との交流などを行いました。

会場 上野村  
参加者 三一人

### 2 「四季の森フォーラム」

日時 四月二四日(土)～二五日(日)  
企画 雨宮世話人

森勝・昌子さんご夫妻の管理する  
多彩な森づくり「四季の森」を訪ね  
長野・東部町「自然と遊ぶ会」との  
交流、内山節先生による「森の記憶」  
と題しての講演を行いました。

会場 長野県・東部町

6 特別企画「九州の森林と農業（有機栽培と林業の町）の町づくり」に成功した町を訪ねるフォーラム」

企画 内山・相田世話人代表  
日時 九月三日（木）～二六日（日）

有機栽培や林業の町の綾町・諸塚村・椎葉村・中津江村・小国町の各施設など見学、また役場・公民館・農協・商工会などの地域の皆さんと交流を図りました。

会場 宮崎県内 綾町・諸塚村・椎葉村・中津江村・小国町方面

講師 郷田実前綾町長・中本諸塚村長・甲斐重勝諸塚村森林組合長・田島山業田島信太郎社長・坂本中津江村長・松本小国町農林課長補佐など

参加者 二三人

7 「日野雑木林フォーラム」

企画 雨宮世話人  
日時 一一月二七日（土）

武蔵野の雑木林の名残の里を訪ねました。

会場 日野市・石坂一雄宅  
講師 石坂一雄・雨宮・相田世話人  
参加者 一〇人

8 「森林フォーラムニュース」

No.51・52・53・54号発行

二〇〇〇年度 森林フォーラムの会活動計画（案）

1 森林フォーラムの会総会

日時 二月一日（祝日）

会場 後楽園会館（文京区小石川）  
講演と討論 「民間山林労働者からの発言」  
講師 全国山林労働組合 漆原進書記長

〈活動企画〉

1 「森林フォーラムの会」は、観察研修から

実作業への活動の幅を広げる一年とします。

そのため、「赤城親しみの森づくりフォーラム」整備地区を活動の重点地域とします。

① 「赤城親しみの森づくりフォーラム」定

例整備活動を行います。（いずれも土・日

曜日、一〇名前後の参加をお願いします）

☆ 定例整備日

三月二五～二六日 四月二二～二三日

五月二七～二八日 六月二四～二五日

九月九～一〇日 一〇月七～八日

一一月一一～一二日 一二月二～三日

② 赤城親しみの森で「整備と森林自然観察

の会」三〇名前後の参加者による上記、定

例整備日の一回をあてて開催します。（ツ

ツジや山桜の花が咲くころ 四月二二日～

二四日ごろ予定）

2 「上野村フォーラム」

企画 内山世話人代表

※ 恒例になっています上野村フォーラムです。「都市と山村むすぶ交流の場」です。今回は、炭窯作りや旧街道復活による街道整備など村民とともに行う予定です。日時 八月四日（金）～六日（日）  
集合、解散、参加費など、詳細は別途お知らせします。

3 観察研修イベントについては、一回実施する予定で検討中です。



# 八ヶ岳自然と森の学校

## 二〇〇〇年度の開講ご案内

主催 八ヶ岳自然と森の学校

国民森林会 議

後援 長野営林局・長野県・茅野市・

茅野市教育委員会・茅野市観光連盟

八ヶ岳自然と森の学校も今年で二周年となりました。今年も意欲的な新しいテーマを設定いたしました。できるだけ幅広くいろいろな講座を受講いただきたいと願っています。

いろいろなテーマで四季の森を訪ね、講師の先生の説明を聞き、自然とのふれあいを通して森の社会を学び、人と自然のかかわりを考えていきたいと思えます。それぞれのコースへのご参加をお待ちしております。

なお近年は参加者が増え、定員を超えるところも出て、申し込みをお断わりせざるを得ない場合もあることをご了承ください。

★八ヶ岳自然と森の学校のいろいろなコースに、何年かかっても、八〇〇回参加された方の方なかで、適格と認められた人に、森のインタープリター（森の解説者）の資格が与えられます。

す。今迄に五二名のインタープリターが誕生し、全国各地で活躍しています。インタープリターだけの研修会や集いなど特典もあります。

★参加される方の申し込み手続きなど

◎各コースの申し込み（最終面の書式参照）

問い合わせはそれぞれの連絡先（担当の山小屋）へご連絡下さい。

◎参加費用Ⅱ一泊二日で二二、〇〇〇円（宿泊費Ⅱ二食付き 教材、受講料、前納の保険料を含む。交通費は別）

◎申込書に申し込み金三、〇〇〇円を添えて、各連絡先に直接申し込み下さい。申込金は保険料にあてますので、必ず生年月日、血液型をご記入下さい。

◎集合場所、時刻、詳しい内容はお申込み時

にお知らせしますが、ほぼ午前一〇時頃最寄りの駅付近または現地集合の心づもりでご準備下さい。

◎定員は各コースとも二〇人で締め切らせていただきます。

◎なお、各コースとも軽い山歩きになりますので、当日は相応の服装、持ち物（雨具、防寒衣類、水筒、弁当、懐中電灯など）とルーペ（虫眼鏡）双眼鏡などお手持ちの観察用具、筆記用具をご用意下さい。昼食は各自負担となります。

## 《各コースの内容》

| 期 日<br>(各コースとも土、日曜日) | テーマ及び講師   | 場 所      |
|----------------------|---|----------|
| ① 4月1・2日             | <b>アニマルトレックと雪洞を掘って遊ぼう</b><br>講 師 米川 正利<br>連絡先 ☎ 391-0013 長野県茅野市宮川11318<br>☎ 0266-72-3613 米川 正利        | 黒百合ヒュッテ  |
| ② 4月29・30日           | <b>初歩的岩登りと雪上技術</b><br>講 師 ハヶ岳山岳ガイド協会(諏訪遭難防止協会)<br>連絡先 ☎ 391-0100 長野県諏訪郡原村5782<br>☎ 0266-79-5494 田中 光彦 | 大河原ヒュッテ  |
| ③ 5月20・21日           | <b>森の生態と山菜</b><br>講 師 加々見 一郎(長野県植物研究会)<br>連絡先 ☎ 408-0044 山梨県北巨摩郡小淵沢町8881<br>☎ 0551-36-2551 竹内 敬一      | 青年小屋     |
| ④ 5月27・28日           | <b>亜高山帯の植物</b><br>講 師 今井 建樹(長野県植物研究会)<br>連絡先 ☎ 391-0011 長野県茅野市玉川1400-829<br>☎ 0266-74-2102 田中 敏夫      | 美濃戸高原ロッヂ |
| ⑤ 5月27・28日           | <b>亜高山帯の山菜と木々の芽吹き</b><br>講 師 大木 正夫(長野県林業大学校)<br>連絡先 ☎ 391-0211 長野県茅野市湖東3094<br>☎ 0266-76-2612 浦野 栄作   | 夏沢鉱泉     |
| ⑥ 5月27・28日           | <b>星空観望会(春から初夏の星)</b><br>講 師 岡橋 卓夫(飯能天文同好会 会長)<br>連絡先 ☎ 391-0301 長野県茅野市北山4035<br>☎ 0266-67-5100 嶋 義明  | 縞枯山荘     |
| ⑦ 5月27・28日           | <b>山 菜</b><br>講 師 阿部 義男(長野県植物研究会)<br>連絡先 ☎ 392-0010 長野県諏訪市渋崎1722<br>☎ 0266-58-7220 藤森 周二              | 美濃戸山荘    |
| ⑧ 6月10・11日           | <b>モモンガとヤマネの生態</b><br>講 師 鈴木 欣司(日本哺乳類学会)<br>連絡先 ☎ 391-0011 長野県茅野市玉川2382-5<br>☎ 0266-72-3260 原田 雅文     | 山彦荘      |
| ⑨ 6月17・18日           | <b>山岳気象について</b><br>講 師 日本気象協会予報官<br>連絡先 ☎ 391-0213 長野県茅野市豊平2472<br>☎ 0266-72-1279 小平 勇夫               | オーレン小屋   |

| 期 日<br>(各コースとも土、日曜日) | テーマ及び講師   | 場 所      |
|----------------------|---|----------|
| ⑩ 6月17・18日           | <b>初夏の高山植物とバードウォッチング</b><br>講 師 今井 建樹(長野県植物研究会) 林 正敏(諏訪野鳥の会 諏訪支部長)<br>連絡先 ☎ 391-0211 長野県茅野市湖東3094<br>☎ 0266-76-2612 浦野 栄作 | 硫黄岳山荘    |
| ⑪ 6月24・25日           | <b>高山の池と生物</b><br>講 師 磯部 吉明(東邦大学理学部教授)<br>連絡先 ☎ 391-0301 長野県茅野市北山芹ヶ沢<br>☎ 0267-88-3865 辰野 廣吉                              | 白駒荘      |
| ⑫ 7月1・2日             | <b>夏の高山植物と八ヶ岳の地質学</b><br>講 師 今井 建樹(長野県植物研究会) 永沼 治(日本陸水学会・日本珪藻学会会員)<br>連絡先 ☎ 391-0211 長野県茅野市湖東3094<br>☎ 0266-76-2612 浦野 栄作 | 硫黄岳山荘    |
| ⑬ 7月15・16日           | <b>亜高山帯の植物 Part 1</b><br>講 師 大木 正夫(長野県林業大学校)<br>連絡先 ☎ 391-0301 長野県茅野市北山8241<br>☎ 0266-67-2990・0266-78-2231 島立 博           | 麦草ヒュッテ   |
| ⑭ 8月19・20日           | <b>亜高山帯の植物 Part 2</b><br>講 師 大木 正夫(長野県林業大学校)<br>連絡先 ☎ 391-0301 長野県茅野市北山8241<br>☎ 0266-67-2990・0266-78-2231 島立 博           | 麦草ヒュッテ   |
| ⑮ 8月26・27日           | <b>八ヶ岳の木の実</b><br>講 師 今井 建樹(長野県植物研究会)<br>連絡先 ☎ 391-0011 長野県茅野市玉川1400-829<br>☎ 0266-74-2102 田中 敏夫                          | 美濃戸高原ロッジ |
| ⑯ 9月2・3日             | <b>夏沢溪谷・峰の松目の動植物</b><br>講 師 大木 正夫(長野県林業大学校)<br>連絡先 ☎ 391-0213 長野県茅野市豊平2472<br>☎ 0266-76-1279 小平 勇夫                        | オーレン小屋   |
| ⑰ 9月2・3日             | <b>秋の高山植物とスケッチ</b><br>講 師 今井 建樹(長野県植物研究会) 大木 正夫(長野県林業大学校)<br>連絡先 ☎ 391-0211 長野県茅野市湖東3094<br>☎ 0266-76-2612 浦野 栄作          | 根石山荘     |
| ⑱ 9月9・10日            | <b>初心者向け岩登りとザイルワーク</b><br>講 師 島田 良(長野県山岳ガイド協会)<br>連絡先 ☎ 391-0013 長野県茅野市宮川11318<br>☎ 0266-72-3613 米川 正利                    | 黒百合ヒュッテ  |

| 期 日<br>(各コースとも土、日曜日) | テーマ及び講師   | 場 所     |
|----------------------|---|---------|
| ⑱ 9月23・24日           | 星空観望会(夏から秋の星)<br>講 師 岡橋 卓夫(飯能天文同好会 会長)<br>連絡先 ☎ 391-0301 長野県茅野市北山4035<br>☎ 0266-67-5100 嶋 義明                      | 縞枯山荘    |
| ⑳ 9月23・24日           | キノコと八ヶ岳の水系・水質<br>講 師 大木 正夫(長野県林業大学校) 永沼 治(日本陸水学会・日本珪藻学会会員)<br>連絡先 ☎ 391-0211 長野県茅野市湖東3094<br>☎ 0266-76-2612 浦野 栄作 | 夏沢鉾泉    |
| ㉑ 9月23・24日           | コケの観察とキノコ<br>講 師 大木 正夫(長野県林業大学校)<br>連絡先 ☎ 391-0013 長野県茅野市宮川11318<br>☎ 0266-72-3613 米川 正利                          | 蓼科山荘    |
| ㉒ 10月14・15日          | 秋の北八ヶ岳を撮る(池めぐり主体)<br>講 師 新妻 喜永(山岳写真家)<br>連絡先 ☎ 391-0100 長野県諏訪郡原村5782<br>☎ 0266-79-5494 田中 光彦                      | 大河原ヒュッテ |
| ㉓ 10月21・22日          | オリオン座流星群を見よう<br>講 師 大蔵 満(長野市立博物館)<br>連絡先 ☎ 253-0063 神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸2-27<br>☎ 0467-87-0549 原田 茂                       | 高見石小屋   |
| ㉔ 10月28・29日          | 山岳事故の応急処置・高山病について<br>講 師 茅野市消防署救命師<br>連絡先 ☎ 391-0213 長野県茅野市豊平2472<br>☎ 0266-72-1279 小平 勇夫                         | オーレン小屋  |
| ㉕ 11月18・19日          | 星空観望会(晩秋から冬の星)<br>講 師 岡橋 卓夫(飯能天文同好会 会長)<br>連絡先 ☎ 391-0301 長野県茅野市北山4035<br>☎ 0266-67-5100 嶋 義明                     | 縞枯山荘    |

### 《申し込み様式》

次の書式で参加コースごとに別用紙で連絡先にお送り下さい。

### 2000年 自然と森の学校 申込書

|                             |
|-----------------------------|
| 参加コース名                      |
| 住所(郵便番号、電話番号を必ずご記入ください)     |
| 氏名、生年月日、血液型                 |
| これまでの参加年月日、コース名、その他連絡事項があれば |

# 金原明善翁に關した一枚の古写真

＝ 投 稿 ＝

四 手 井 綱 英

(京 都 大 学 名 誉 教 授)

「国民と森林」の二〇〇〇年春の号に天竜林業の見学の話が出ていて、この林業に取り組んで有名になった明善翁のことが記されているが、私が昭和十二年(一九三七年)大学を出て林野庁に採用され、秋田営林局に配属され、着任した当時の造林課長が、金原善知と言う、明善翁の孫にあたる人だった。

私は秋田局着任当初、三ヶ月ほど、鳥海山を含む局最大の大営林署の今で言えば造林課長、当時の造林主任に、囑託の身分ではあったが、配置され、僅か三月の間、この大面積の営林署をくまなく歩き、老担当区員とも色々相談して、造林を私なりに進めてきたが、すぐ局の造林課へ呼びもどされ、造林課員として、試験係をずっと務めることになって、この金原善知課長のもとでしばらく業務を行なった。

金原善知課長はおだやかなよい人がらで、私にもよく気をつけていただき、私がスキーが出来ると言うので、冬期北秋田のスギ天然林の冬の状態を見て来いと言って出張させてくれたり

した。今だったら問題になったかも知れない。私も課長と何度か共に営林署をまわったことがあった。金原善知氏は人柄は大変良いのだが、一つ悪いことがあった。それは寝ている間の「イビキ」がとっても大きい事で、一緒に出掛ける人は皆これになやまされた。常宿でもこれをよく知っていて、出来るだけ遠くへ課長の部屋をはずすのだが、うんと離してもらわないと、とても寝られたものではないほどだった。「鼓」を打つのが趣味で出張時にも必ず「鼓」を持参し、夕食後一人で打っておられた。

当時の造林課には、經常造林、官行造林の他に秋田だけ海岸砂防が入っていた。海岸砂防は有名な富樫兼治郎と言う、日主海岸の海岸砂防を太平洋岸の海岸砂防と全く違った方法で完成した達人がおられた。

この人が一人で、秋田、山形の海岸林を造ったと言っても過言ではないだろう。私も本荘営林署時代、富樫さんに叱られながら、海岸の方一線に植えたクロマツが冬の風で埋まったのを



(前列右から1人目)

## 平成12年度地球環境予算

(環境庁調べより)

単位：億円( )は前年度予算額

|                         |               |
|-------------------------|---------------|
| ◇内容別内訳                  | 6,627 (6,433) |
| 国際的枠組みづくり               | 83 (79)       |
| 観測、監視、調査研究              | 1,320 (1,187) |
| 技術開発、普及                 | 4,345 (4,352) |
| 環境協力の推進                 | 251 (255)     |
| 環境配慮                    | 8 (7)         |
| 国内の持続可能な社会の<br>実現に向けた取組 | 620 (551)     |
| ◇対策別主要内訳                | 6,627 (6,433) |
| 地球温暖化対策                 | 5,506 (5,191) |
| オゾン層の破壊対策               | 44 (39)       |
| 酸性雨対策                   | 70 (70)       |
| 海洋環境の劣化対策               | 30 (33)       |
| 有害廃棄物の環境移動対策            | 0.4 (0.4)     |
| 森林の減少・劣化対策              | 16 (17)       |
| 生物多様性の減少対策              | 19 (18)       |
| 砂漠化対策                   | 12 (14)       |
| 開発途上国の環境対策              | 47 (56)       |
| 国際的に価値の高い環境<br>の保護対策    | 31 (31)       |
| 上記分類に当てはまらないもの          | 852 (963)     |
| ◇目的別内訳                  | 6,627 (6,433) |
| 地球環境保全関係一般経費            | 1,247 (1,181) |
| 衛星等研究開発関係経費             | 685 (562)     |
| エネルギー対策関係経費             | 4,695 (4,690) |
| ◇省庁別内訳                  | 6,627 (6,433) |
| 警察庁                     | 0.4 (0.4)     |
| 北海道開発庁                  | 0 (0.2)       |
| 経済企画庁                   | 1 (1)         |
| 科学技術庁                   | 3,274 (3,299) |
| 環境庁                     | 214 (178)     |
| 外務省                     | 50 (52)       |
| 大蔵省                     | 18 (20)       |
| 文部省                     | 416 (421)     |
| 厚生省                     | 43 (41)       |
| 農林水産省                   | 119 (98)      |
| 通商産業省                   | 2,292 (2,143) |
| 運輸省                     | 116 (88)      |
| 郵政省                     | 34 (28)       |
| 建設省                     | 49 (60)       |
| 自治省                     | 0.3 (2)       |

(端数処理で合計額に一致しない)

平成一二年予算は、国会開会冒頭の混乱の中にあっても、すでに参議院での審議が始まり年度内成立というスピード審議となっており、例年、環境庁が各省庁の予算から地球環境関連予算を取り出して「地球環境保全関係予算」として公表されたものを紹介します。

表に示されているように、関係予算は総額で六、六二七億円と前年度比一九四億円増の一〇三%の伸びとなっています。対策別内訳では、京都議定書の履行に関する地球温暖化対策予算が、対前年度比一〇六%と平均を三ポイント上回る伸び率となっています。また、地球環境保全のための技術の開発・普及関連での七項目をはじめ一五項目の新たな芽だしがされています。

森林関連では、①林産物貿易の持続可能な森林経営への影響調査及び評価事業(三三六百万円)、②森林計画推進等基礎調査のうち森林資源データの分析・利用に関する調査(一〇百万円)、

③民間植林協力推進支援事業(一三三百万円)が新たに打ち出されています。④遣伝子組替え育種技術実用化プロジェクト(二七百万円)等が組み込まれています。

これらに加えて、林野庁予算では、緊急間伐五カ年対策(四〇〇億円)、間伐材等利用促進対策(二四億円)、緊急間伐推進の条件整備(五一億円)や造林未済地緊急整備対策(二三八億円)等「多用な機能の発揮のための森林整備」の推進が拡充されていますが、現地での検証を含めその実効性のチェックも必要でしょう。

## “地球環境予算”

### 現地での検証を

地元の女性達と一本づつ掘り起した経験があった。私の居た時代の造林課はよくまとまっていた、よく仕事もしたと思っているが、局内では、天然更新論で岩崎準次郎氏の計画課とたえずケンカをしていたと言っていた。この話は面白いが、今回は書かない。

たまたま昨年十一月末にNHKが私の造るスーパの朝食を取材して、早朝に放送したが、その

放送の中に、私の若い時の営林局に務めていた話が出て、その時の思い出に、造林課全員の写真をテレビに出した。ところがこのテレビを見ていた人の中に、浜松市に住んでいられる、金原善知さんの令息がおられ、早速NHKへあの写真を送ってほしいと電話され、NHKのディレクターから私に写真を複写して送ってあげるよう言ってきた。その令息は金原みのるさんと

言って、天竜林業とは現在あまり深い関係はないと言っておられたが、明善翁の曾孫であることは間違いない。

以上たまたま、金原明善翁ゆかりの人々と私とが面白い色々なことで、関係が出て来たのを書きとめて、お目に掛けたらと思った次第だ。会誌の埋め草にでもしていたらなければ有難いのだが。(二〇〇〇年一月一日京都にて)

## 切り抜き森林・林政ジャーナル

12～1月

△新聞・この3カ月▽

〔朝日〕12月5日―借金の森、総額八一八〇億円

全国三十九都道府県で設けてい

る森林整備法人四十三公社のうち三十七都道府県の四十公社が借金を抱えており、その総額は八千八百八十億円までふくれ上がっている

ことが四日、朝日新聞社の調べでわかった。うち半分近い約三千六百七十億円が都道府県からの借入金で、残りは農林漁業金融公庫からの融資。植林したスギやヒノキ

などを三十一―四十年後に売却して借入金を返そうという計画だったが、この間は収益が見込めない、大半の公社では事業費や人件費などで借入金膨らむばかり。頼みの木材価格も低迷しており、自治体からの多額の貸し付けが焦げ付く恐れもある。

ある公社関係者は「設立当初、木材の値上がりを期待したが、将来、いくらになれば返せるかなど具体的な返済プランはなかった」という。

残る三公社は経費に自治体からの補助金などを充てたため、借金せずにすんだ。

四十一公社でつくる「全国森林整備協会」(事務局・東京都)は「国や自治体には貸付金の利息を減免するなどの支援を要請している」とする。林野庁は「公社への貸付金を不良債権にしない方策を検討している」という。

〔読売〕12月6日―広げたい間伐材利用の炭作り

美濃三河地方の数少ない原生林・段戸山のふもとにある愛知県設楽町では、九月から炭焼きの煙が絶えない。

豊川、矢作川の水源の森、段戸山を荒廃から守ろうと、地元「段戸ふる里会」や豊橋、豊川市、東京都のボランティアが始めた「三河炭焼き塾」の窯からである。

山の再生のために行われる間伐の木材で炭を作り、大気汚染や酸性雨などで地力が落ちた山に戻し、土壌の改良に使おうというも

のである。

段戸ふる里会は昨年暮れ、約一トンの砕いた炭をへりで段戸山にまたいたほか、登山者に一キロの炭を山頂まで運び上げてもらい木の根においている。

元農林水産省森林総合研究所木材炭化研究室長で炭やきの会副会長の杉浦銀治さんによると、炭は一グラムで延べ面積が二百―三百平方メートルになる無数の穴があり、微生物の活動を活発にする。土壌に散布すると透水、通気、保水力を高め、アルカリ性だから酸性雨被害を中和し、水質浄化の効果があるという。

荒れるにまかせせる人工林や里山の間伐を進めようとの動きは高まっているが、間伐材をどう処理したらいいかわからず、大半は捨てて腐らせているのが現実だ。

間伐材で炭を作り、特性を多角的に活用しようとの試みが盛んになってきたことに注目したい。竹の産地、静岡県岡部町の竹炭

研究会は、昨年荒れた竹林の手入れで出る竹で炭を作り、土に混ぜて茶畑にまいている。茶の木が生育がよいと好評だ。汚れた河川の浄化にも役立てている。行政も関心をみせている。炭焼きという燃料生産技術も次世代に引き継げる。こうした運動を定着させたい。

〔産経〕12月8日―国土国債の発行を提案する

間伐は重労働であるし、山間の僻地が大半である。しかし、そのような点は技術的に克服できるはずである。電子産業の開発に比べるならば、たといヘリコプターを使うとしても、はるかに安いコストで軽労働化することは可能である。また、快適な宿舎を建て、一カ月に十日ほど続けて働く程度の、短期間で交代するシステムであれば、都会からの出勤は可能である。当然、給与は特に高額なものとする。

政府は農業に対して手厚い保護をしているのであるから、山林業に対しても同様の保護をしてもいいではないか。

このプロジェクトの目的は、山林の保全つまりは国土保全である。その上で、働き安い環境や給与の高待遇を準備して、大量の雇用を

創出する。それも全国一斉に、あえて都会の住民を対象としてである。

となれば、大量の労働者に直接に行き渡る高給の金銭は、必ず経済市場にすぐ現れてくるであろう。

その財源として、仮りに国土国債とでも名づけるような国債を発行することである。今年度の三十八兆六千億円もの、わけのわからないバラマキ用と異なり、目的に国土保全という思想性のある国債の発行であるならば、国民としても納得できるのである。

そして私有地といえども国家の費用で切り出した間伐材は、当然、国有財産とし、その用途や処分方法は政府が判断すればよい。場合によっては、国内で消費せずともODA用に現物給付してもよい。間伐材といえども世界的には森林不足であるから、欲しい国家はいくらでもある。

電子産業に参加できるのは特別な能力のある者に限られるが、山林業の場合、技術力はそう必要としない。だれもが参加できる。そして労働条件を特別によくすれば、四、五十歳代の者の職場として成り立つ。

のみならず、国家的プロジェクトとして国土保全という使命感に

基づくことによって、仕事に誇りが生まれる。ここが最も大切なところである。このようなことを可能にする生きた国債を発行すべきである。

「高知」12月29日―森林管理の国際認証取得へ

高岡郡榑原町森林組合は二十八日、環境保全に配慮した森林管理の国際認証であるFSC（森林管理協議会、本部メキシコ）取得に向け書類申請した。来年二、三ヶ月ごろに現地審査を要望しており、認められれば国内二例目、団体としては初の認証となる見通しだ。

FSCは、環境保全に配慮し、経済的にも持続可能な管理を行っている世界の森林を支援する国際的なNGO。FSCが認める木材加工製品には認証ラベルを貼ることができ、欧米では高い信用と付加価値を得ている。

県は本年度、「森林認証制度普及定着事業」として、四万十川流域をモデル地区に指定。木材価格の低迷など林業を取り巻く厳しい状況から、生き残りを図るため、榑原町が名乗りを挙げた。

町は森林組合とともに学習会を行うなど理解を求めた結果、町の私有林の約一割に相当する千二百六ヘクタール（所有者九十八人）

と町有林など合わせて千八百四十二ヘクタールをFSCに申請した。ことし五月にはFSCの認証機関であるアメリカの担当者が同町を訪れて視察した結果、「適切な手入れがされている。認証は十分可能」との好感触を得ている。

同町の青木正伸・産業振興課長補佐は「認証によって林業への理解を深めてもらうとともに、ブランド化もできれば」と期待している。

「毎日」1月5日―里山の自然、文化を後世に

子供たちの好きなカブトムシやカエルなどがいる里山が各地で消えている。財団法人・イオングループ環境財団（千葉市）は今年度から三年計画で里山の自然、文化の保全を支援する活動に乗り出した。全国の一〇カ所以上で雑木林の保全、炭焼きの伝承、景観保護に結び付く野焼きなどを支えていく。

里山は、昔から人が密接にかかわってきた自然空間だ。具体的にはクヌギやアカマツなどの生えた山と周辺に水田や沼地のある光景を指す。里地ともいう。クワガタムシ、メダカ、トンボなどが豊かに息づく自然だが、最近では山の手入れ不足や開発などで失われ、炭焼きなどの技術の伝承も消えつつ

あるのが現状だ。

こうした里山の自然、文化を後世に伝えていこうというのが同環境財団のねらいだ。市民団体「里地ネットワーク」（東京）の協力を得て、当面は秋田県象潟町、長野県飯山町、島根県太田市、愛知県美浜町で保全活動を支援する。

象潟町では、ブナの植林を行っている「鳥海山にブナを植える会」とともに、昨年夏、森の大切さを訴える紙芝居を作った。地元住民がアイデアを出し合って、「森と海の恋物語」「熊からの願い」など四つの物語を完成させた。地元ボランティア団体「ぎ・えぼっく」が福祉施設などで紙芝居公演を続けている。

飯山市や美浜町では、雑木林の下草刈り、炭焼きなどの取り組み、太田市では野焼きなどを行う。支援は、地元の支援活動をサポートしていく形で行い、ポスターの作成、道具や材料の購入、セミナーの開催など幅広い。支援費用は今年度で五〇〇万円。

「朝日」1月5日―森の象徴巨樹守ろう

林野庁は、全国各地の国有林に自生し、樹齢が百年以上を超える山のシンボリックな巨木を「森の巨人たち百選」に指定し、民間募金

で保護する方針を決めた。木によっては傷みが激しいため、地元の人や自治体が巨木の「里親」になって基金を作り、樹木医の治療を受けさせたり、周辺を整備したりする。林野庁は、「神秘の森に生きる巨木と触れることで、現代人の『いやし』にもつながれば」としている。

林野庁は一九九九年十月から約二ヵ月かけ、各地の森林管理署（旧宮林署）を通じて管理地域の巨木を調べ、二百八十二本を一次候補に挙げた。八八年に環境庁が「巨樹・巨木調査」をしているが、寺や神社に生えているものが多かった。今回はほとんどもが森に自生している点に特徴がある。

一次候補の中には鹿児島県・屋久島の「縄文杉」や秋田県・白神山地のブナのほか、北海道乙部町にあり、二つの幹の途中で枝と枝とが手をつないだように見える「縁結びのカツラ」（樹齢三百年、高さ四十メートル）のようなユニークな巨木もある。

幹の太さが日本一のブナやヒノキ、クリなども、今回の調査で初めて見つかったという。

一月以降、学識経験者らでつくる林野庁長官の諮問委員会が最終的に百本を選び、三月をめどに公

表する。その後、地元自治体や観光協会、ボランティアなどで「巨樹・巨木保全協議会」を設立してもらい、趣旨に賛同した人や企業を「里親」として募金を集める。協議会は、この募金を元手に木の治療や歩道整備などの保全活動をする。また、「縄文杉」など広く知られた巨木の中には、観光客が押し寄せてゴミを散らかしたり、尿による周辺の汚染が起こったりしている例もあるため、トイレ、ごみ箱の設置もする。

また、地元の小中学生を対象に、巨木を通じて森の生態系の仕組みを学ぶ「巨木教室」や、巨木を訪ね歩く「巨木ウォーク」などの催しも開く。

「朝日」1月11日―暮らしと融合めざす  
日本最大のブナ原生林はいま深い雪に包まれている。磐梯朝日国立公園に属する朝日連峰の主峰大朝日岳（一、八七〇メートル）山ろくに、約二三、四〇〇ヘクタールの広がりをもつ。樹齢は二五〇年からそれ以上に達する。

こぼれる緑の季節に、ふもとの「朝日鉱泉ナチュラリストの家」を経営する町会議員の西澤信雄さんに案内してもらった。  
ブナ、ミズナラ、トチ、サワグ

ルミなど豊富な樹種の森林に、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンザル、ホンドキツネ、ムササビ、アナグマなどの野生動物が生息し、オオルリ、コガラなどの野鳥も豊富だ。

朝日川上流に計画されていた大規模林道のうち、「朝日―小国線」は現場の近くでクマタカの営巣が発見され、一昨年一二月に工事中止が決まった。西澤さんは「これで破壊の要素がなくなり、ブナも守られていく」とほっとした。

「これからは自然と伝統的な暮らしを生かした地域ぐるみのエコミュージアム（生活・環境博物館）づくりをめざします」と新たな構想に向かう。

「読売」1月12日―栽培キノコ新種続々

東京・霞が関の農林省「消費者の部屋」で、昨年暮れ開かれたキノコ類の展示会には、「新顔」が何種類も登場した。いずれも最近になって栽培技術が確立されたものだ。

そのひとつ、来訪者の関心を呼んでいたのがビニールハウス栽培され、生の状態で出荷が可能になったというヒメマツタケ。アガリクス（たけ）という名前の方が、最近では通りがいい。一九八〇年

以降、がん細胞の抑制効果があることが日本癌学会などで報告され、健康食品として注目されている北米やブラジル原産のキノコだ。すでに一部で少量の人工栽培がはじまっていたが、タンパク質が多く、劣化が早いこともあって生の状態で市場に流通させるのは難しいとされてきた。

しかし沖繩県の民間業者が一〇年間にわたる研究の結果、最近、サトウキビの搾りカスを菌床に使うことで、ビニールハウス内での人工栽培方法を確立。これまでの乾燥状態での出荷のほか、昨年から県内に限り生の状態での出荷もできるようになった。七、八本（二二〇グラム）のパック入りで千円。

「乾燥もの一〇〇グラムで一萬五千円前後と高価だったが、量が十分可能になったことで今後、価格は下がっていくはず」と担当者。

ハタケシメジも栽培ものでは新顔だ。三重県でおがくずの菌床を使った栽培方法が開発された。ホンシメジの栽培は極めて難しく、店頭はこの名前でも並んでいても多くはブナシメジだった。しかし、正真正銘のホンシメジがようやく販売されそうだ。

## アトランダム雑誌切抜き

1月~2月

## ◆林業の関する新たな基本法制の検討に際しての要望

日本生態系協会は林業に関する基本法制見直しを本格化している状況を踏まえて、11月25日林野庁長官に要望書を提出。要旨は①森林の生態的質を評価する客観的な基準となる流域ごとのレッドデータブックの作成、計画策定からその後の管理まで一貫して携わる専門スタッフを森林管理署ことに常駐、②生物多様性確保を最優先した森林の保全管理を踏まえ、面的なまとまりを確保しつつ「森林を軸とした国土の自然の骨格(ネイチャー・フレーム)」を実現し持続可能な社会を実現する、③生物多様性を維持回復するための森林の公有地化と管理の担い手への直接支払いの実施。生態系に悪影響を及ぼす森林の開発に対しては計画の回避や最小化をおこなう「ミティゲーション」を法制度化する。「エコシステム」1月号・日本生態系協会)

## ◆地球環境時代に林業・林産業はどう対応するか(本号は4本の論文で特集、年間このテーマを追求)

地域環境問題から地球環境問題へ/荒谷明日見(日本木材総合情報センター情報主幹)

冷戦構造が崩壊して世界の主題は地球環境問題へ転換した。それまでローマクラブの提言や米政府の報告など、熱帯林の減少が問題になっていたが、国際的な対応はなく、生産国でも経済の論理が環境を圧していた。温暖化や数か国を経由して流れる河川災害などが問題化しても、地球全体に広がることは冷戦構造の壁に阻まれていた。92年の地球サミットはその転換になった。この会議で採択された「森林原則声明」などで、今後の森林経営は「木材生産の保続」から「木材生産のみならず、生物の多様性、水、土壌資源、文化などを含めた森林の持続的管理へ」と変わった。さらに森林を巡る環境問題が地域社会の問題から、大気

圏を含む地球規模の問題としてとらえられるようになった。日本では遅れをとっているものの、ヨーロッパでは、一般市民まで持続可能な森林へ認識が高まり、そこから生産された認証木材の購入が量としてはまだ少ないが進展している。アメリカの巨大企業ではオールドグロス材で生産された木製品(紙を含む)を使わないという声明をだすところが増加している。また炭酸ガス排出と関連して海外での造林投資の検討も進んでいる。他産業でも地球環境を無視した企業活動が不可能な時代になり、森林を無視して地球環境を維持できない時代になった。

日本の森林・林業と環境問題/依光良三(高知大学農学部教授) 一九〇〇年代後半を三期に分けて森林・林業と環境問題の関係を分析したうえで、今後の展開について次のように指摘する。

国内林業は市場経済に翻弄されていて「国産材時代」も展望が描

けない状況だ。炭酸ガスの吸収源として森林が炭素排出権取引の対象になっているが、市場機構には組み込まれていない。こうした状況が変わるには、①山村・林業側からの運動と市民運動が連携して市場経済システムに働き掛ける力が大きくなったとき、②環境保全型林業経営に対してデカップリングなどの支援ができるなど、この両面の力が必要だろう。そのためには山側の市民・消費者への啓蒙・情報発信が必要であろう。その動きは、矢作川の上流と下流を結ぶ運動や、高知県での生協やNGOが参加しての国産材利用運動などにみられる。「木材情報」1月号・日本木材総合情報センター)

## ◆20世紀の森林林業(本年のテーマとして追求する予定)

1月号では「総括的回顧」として、「第二次世界大戦以前」手束平三郎(林政総合調査研究所顧問)、「戦後復興期〜拡大造林期」福島康記(林業経済研究所理事)、「国内林業停滞期・森林問題地球規模化」小澤普照(林政総合研究所理事)、「林業技術の流れ」森林総研の研究を中心に「松井光瑠(大日本山林会名誉会長)を27ページにわたって掲載。「林業技術」

◆21世紀の林業経営を考える

後藤健(林野庁)・坂口精吾(森林総合研究所)・志賀和人(全国森林組合連合会)・野村勇(元日本大学農学部)・速水亨(速水林業)・平田種男(元東京大学農学部)箕輪光博(東京大学農学部)・司会)・大嶋顯幸(林業経済研究所)・オブザーバー)による座談会。1月号と次号に連載。(『林業経済』1月号・林業経済研究所)

◆二十一世紀に向けての林業・木材産業の展望／村嶋由直(新潟大学農学部教授)・京都大学名誉教授)

二十世紀の特質としての森林・原生林の消失がアメリカ・熱帯林で進んだ。中部ヨーロッパが十九世紀以降育成林時代にはいり、それはアメリカでも企業林を中心にすすむが、国有林の原生林伐採は続き、それが国民の間に批判を招き原生林の伐採が禁止されるに至った。こうした中でも原生林伐採が続いていたカナダでも、規制が強まり、採取企業への立木価格の引上げなど行われた。この米加の貿易競争は、アメリカの育成林業とカナダの採取林業との経済競争だった。

北米の育成林業移行は、育成林業のグローバル化を意味する。日本は集約的な育成林業を育ててきたが、採取林業の木材流入によって打撃を受けた。しかし今後は海外の育成林業との競争にさらされることになる。ヨーロッパやアメリカの価格に比べわが国では約倍である。貿易の垣根がなくなると立地条件の悪い日本での林業は成り立たない。森林資源基本計画は森林の三割を森林資源の循環利用を目的とする生産林としているが、市場経済が機能しない限り循環利用はなりたたない。この森林については、コスト競争が可能な政策が必要との訴えを国民にしていかなければならない。

消費の拡大も二十世紀の特徴だ。エネルギーからパルプ・パネル産業など、木材を原料とする産業は飛躍的に発展した。無垢材の利用は無くならないが、エンジニアウッドの利用が拡大し、その原料は育成林業材が占めよう。

生産の拡大は貿易の拡大を生み、グローバル化した。それは日・欧・米を三極に、巨大企業を出現させた。「リーダー企業が基準を決める」(ドラーッカー)という基準の一つが自由貿易であり、WTO体制のなかですすめられよう。自由

貿易が世界の利益になるというが、多国籍企業が市場支配をする条件であり、その支配が強まれば地域の経済単位は吸収される。しかしこうした自由貿易は環境と両立するだろうか。地球サミットの「森林原則声明」は「環境費用を含む森林の外部経済の内部化」を盛り込んだが、これは先進国(自由貿易)や開発途上国(森林開発の権利)の利害を盛り込むと同時に、NGOなどの声を無視できなく取り入れたのである。市場の暴走をチェックできるNGOの役割は今後ますます重要になる。『山林』1月号・大日本山林会)

◆京都議定書発効に向けた環境整備／辻義文(経団連副会長)・環境安全委員長・日産自動車相談役)

99年10月25日からドイツ・ボンで開かれたCOP5(気候変動枠組条約第5回締結国会議)は、世界167か国、NGOも200団体以上が集まった。この会議は、京都議定書の細目が決められる今年11月のオランダのハーグでのCOP6に向けた通過点であった。この会議を通じて、京都議定書の発効は2002年ということがほぼ共通の認識になった。また京都メカニズムについても、温室効

果ガスの削減が目標に達しない国が目標以上に削減した国から削減を買い取る排出権取引・先進国間(共同実施)や先進国と途上国間で温室ガスの削減を行った場合にその一部をクレジットとして自国の削減分に充当できる制度(CDM)などが一通り検討がされ前進した。京都メカニズムへの関心は高まっており、イギリスでは来年4月から、国内の排出権取引を開始すると公表。アメリカは自主取り組みができないため、京都メカニズムのような市場重視の対策に期待が大きく、欧州では自主協定を先行させている。

途上国の動きは、COP4までの動きはほとんど無かったが、今回はアルゼンチンが自主目標を定めることを発表し、カザフスタンも排出削減義務国への参加の意向を示した。インドネシア・アフリカはCDMの導入に前向きである。経団連もワークショップを開いてNGOとして、98年度産業界からの二酸化炭素排出量は、90年度比二・四%、97年度比六%減少したことを明らかにした。今後自主的な取り組みをさらに強化したい。『月刊Keidanren』1月号・経団連)

## ◆新エネルギーへの取り組み本格化／樹言

昨年の国会での「電気事業法」や「原子力防災法」の審議で、「自然エネルギーの促進」を求めた付帯決議がつけられた。国会議員二五〇人が参加した超党派の「自然エネルギー促進議員連盟」も11月24日発足した。行政でも通産省エネルギー庁の総合エネルギー調査会に「新エネルギー部会」を設置したほか、農林水産省・環境庁・運輸省・建設省などが関心を寄せている。東京電力は12月16日自然エネルギーの利用拡大を求める消費者に電気料金を上乗せして徴収する「グリーン料金」を4月から導入すると発表。集まった資金は自然エネルギー利用の発電設備に投資する。欧米ではこの制度は急増しているが、わが国では初。風力発電で、丸紅・伊藤忠・トーマンなどが投資・開発に着手した。木質エネルギーが遅れをとってはならない。(『現代林業』2月号・全国林業改良普及協会)

## ◆森林認証 鶴岡政明

連載の「林業リテラシー」で2月号から「森林認証」を連載。企業が「環境に優しい企業」をアピールする時代。FSCの森林

認証についてWWFジャパン(財世界自然保護基金日本委員会)前澤英士さんに取材して紹介。

具体的な基準など解説。(『林業新知識』1月号・全国林業改良普及協会)

「適切に管理をされた森林から生産された林産物を買いたい」という消費者の自覚の高まりがラベリングを生んだ。企業任せにするのではなく、第三者が認証することで信頼を高めようという目的でFSC(フォレスト・ステューワード・カウンシル)森林管理協議会が1993年に設立された。世界中の森林を対象にした唯一の団体。99年7月現在49か国、13の個人・機関が会員。日本からの会員1号がWWFジャパン。①環境保全からみて適切、②社会的な利益に適切、③経済的にも継続可能な森林管理を推進するのが目的。適切な森林管理がされているかどうか審査し、その森林の生産物にロゴマークを付ける。特定の団体の利害が偏らないよう、審査の投票権は利害が対立する会員に平等に配分される。実際の認証はFSCに認証された機関がおこなう。世界に六

◆マングローブ林の動態と生産力を調べる／森林総合研究所森林環境部

あるが日本にはない。認証された森林は世界で30か国、一六〇〇万ヘクタールを越える。日本で三重県で認証が近くされるし、高知・長野・岩手・大分で認証に向けた動きがある。2月号では、認証の

マングローブ林は東南アジアでは、エビの養殖池などの乱開発で半分が失われ、残されたものも葦の劣化したものになっている。一部太平洋の島には良好な林が残る。アメリカ政府の研究機関・ミクロネシア連邦ボンベイ州政府と共同で、動態と生産力を93年以降調べた。

1ヘクタールのプロットを河口部・珊瑚礁上の2か所に設けて2回の測定を行った結果、①立木密度は珊瑚礁の上にあるものが多いが、地上部は河口部のものが多い、②97年の2回目の調査では立木密度は減少したが、地上部材積の増加など分かった。ボーリング調査では、珊瑚礁部の地下には2センチの泥炭層があり、2000年にわたって海面上昇に対応してマングローブ林が立地を維持するため蓄積をしていること、河口部には5センチの有機質層があることがわかった。マングローブ林が地下

部分にも炭素固定の重要な役割を

担っていることをさらに今後調査研究したい。(『グリーンパワー』2月号・森林文化協会)

◆東カリマンタン大森林火災後の植生回復／森徳典(国際協力事業団熱帯降雨研究プロジェクト・チームリーダー)

インドネシアは97年から98年にかけて、82年から83年の大森林火災に匹敵する被害を受けた。熱帯雨林の火災は、地表火で林冠の閉鎖が少なく、地表植生が多いほど被害が大きい。東カリマンタンのA林では胸高直径10センチ以上のフタバガキ林の半数が焼損、メカラングが優先するB林では、90%以上が焼損した。その後1年の植生回復を見た。

0・3ヘクタールの中に、A林では40種240本、B林では60種350本の萌芽が見られた。焼けて5か月後には埋土した初期先駆的樹種の発芽がヘクタール5万本にも達した。萌芽で回復が期待できる有用樹はスンカイ・メリナ・ウリンなど。フタバガキは地際の損傷で葉量が回復せず、徐々に衰弱している例も多い。(『緑の地球』No.49・国際緑化推進センター)

# 森林の未来を憂えて

—— 国民森林会議設立趣意書 ——

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見ずしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによつてこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるのでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができのでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑の子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同とご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2000年春季号  
第72号

■発行 2000年3月1日

■発行責任者 大内 力

■発行所 国民森林会議

東京都港区赤坂1-9-13

TEL03(3583)2357

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(千共)

(年額 3,000円)